

令和元年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 令和元年9月11日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 令和元年9月11日 午前8時58分 委員長宣告
4. 審 査 事 項

1. 付託案件

- 議案第48号 可児市会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例の制定について
- 議案第49号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第50号 可児市職員の給与支給に関する条例及び可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第51号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第54号 可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第57号 可児市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第65号 字区域等の変更について
- 議案第66号 中濃地域農業共済事務組合理約の変更について
- 議案第67号 中濃地域農業共済事務組合の解散に関する協議について
- 議案第68号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

2. 陳情

- 陳情第9号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情

3. 出資法人の事業報告及び決算報告について

- (1) 一般財団法人可児市公共施設振興公社

4. 報告事項

- (1) H30年度「重点方針（4つの柱）を支える市政運営」進捗状況報告について
- (2) 可児市総合戦略の効果検証結果及び可児市総合戦略の見直しについて
- (3) 岐阜医療科学大学薬学部設置認可について

5. 協議事項

- (1) 今期委員会の調査研究課題について

5. 出席委員 (7名)

委員長 大平伸二 副委員長 勝野正規

委員	林 則 夫	委員	山 根 一 男
委員	天 羽 良 明	委員	山 田 喜 弘
委員	板 津 博 之		

6. 欠席委員 なし

7. 参考人

一般財団法人 可児市公共施設振興公社 事務局長 吉 田 隆 司

8. 説明のため出席した者の職氏名

市長公室長	酒 向 博 英	企画部長	牛 江 宏
総務部長	田 上 元 一	企画部担当部長	坪 内 豊
総合政策課長	肥 田 光 久	財政課長	渡 辺 勝 彦
総務課長	宮 崎 卓 也	税務課長	長 瀬 繁 生
防災安全課長	武 藤 務	市民課長	若 尾 真 理
産業振興課長	加 納 克 彦	建設部長	丹 羽 克 爾
都市整備課長	林 宏 次		

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊左次 敏 宏	議会総務課長	梅 田 浩 二
議会事務局 書 記	山 口 紀 子	議会事務局 書 記	林 桂 太 郎

○委員長（大平伸二君） おはようございます。定刻前ですが、おそろいになられたようですので、これから総務企画委員会を始めたいと思います。

きょうは大変議題が多いと思いますので、御協力をよろしく申し上げます。

それではこれから始めます。ただいまから総務企画委員会を開会します。よろしく申し上げます。

なお、発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てから発言をよろしく申し上げます。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは、初めに議案第48号 可児市会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○市長公室長（酒向博英君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の10ページ並びに提出議案説明書の1ページをお願いいたします。あわせて事前にお配りをさせていただきました総務企画委員会資料ナンバー1をお願いいたします。

可児市会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例の制定についてでございます。

条例の内容を御説明する前に、委員会資料1により会計年度任用職員制度について御説明をいたします。

この資料は6月議会の総務企画委員会に次回議会に上程する条例の事前説明のために提出した資料と重複する部分もありますが、再度御説明をさせていただきます。

1の地方自治法の一部改正に伴う条例の新規制定についてです。

平成29年に地方自治法及び地方公務員法の一部改正が行われ、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されました。これに伴いまして、現在の本市の期間業務職員及び嘱託員は、令和2年4月から会計年度任用職員へ移行することとなります。地方自治法及び地方公務員法の規定により、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等を条例でこれを定めなければならないと規定されていることから、今回この会計年度任用職員について、必要な事項を定める条例を新規に制定するものでございます。

2の臨時・非常勤職員についてです。

現在、地方公共団体で任用される臨時・非常勤職員は、地方公務員法に基づき、資料の四角の中でございますが、アからウの3種類に区分をされております。アは特別職非常勤職員で、本市では嘱託員等が該当し、職種は各種の相談員、指導員などの嘱託員や学校医、学校歯科医、統計調査員などでございます。イは一般職非常勤職員で、本市の大多数を占める期間業務職員がこれに該当し、職種は事務補助職員、保育士、幼稚園教諭、キッズクラブ指導員、地区センター事務員、スクールサポーター、給食配膳員などでございます。ウは臨時的任用職員で、大規模災害時などの緊急性がある場合に半年以内の期間で任用する職員ですが、

本市はこの職員は任用しておりません。全国的に見た場合では自治体ごとにこの臨時・非常勤職員の呼称ですとか任用、勤務条件が異なっていたことや、自治体ごとに判断によってばらばらな運用も見受けられたことから法律改正が行われ、令和2年4月からは全国的に統一的な取り扱いとなります。

3の現行制度から会計年度任用職員制度の移行についてです。

来年度から本市の期間業務職員は全て会計年度任用職員として任用することになりますが、任期、給与、勤務時間等の処遇は、現行の期間業務職員の場合とほぼ同様となります。また、嘱託員のうち、専門的知識経験、識見に基づき市に対して助言、調査、診断、その他総務省令で定める事務に該当する事務を行わない者は、全て会計年度任用職員として任用することになりますので、本市の現行の嘱託員については全員この会計年度職員に移行します。ただし、現在の嘱託員については更新回数に制限を設けておりませんが、会計年度職員に移行することにより、現行の期間業務職員と同様に制限が設けられることとなりますので、再度の任用の場合は最長3年ということになります。

裏面をお願いいたします。

4の会計年度任用職員の区分です。

会計年度職員は法律に基づき、勤務時間が常勤職員、正規の職員と比べて短いかどうかで区分されます。常勤職員より短い職員がパートタイム会計年度任用職員、常勤職員と同じ場合はフルタイム会計年度任用職員となります。なお、このパートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等は現行の期間業務職員と同様になります。また、本市では法律に基づく制度として条例ではこのフルタイム会計年度任用職員を位置づけますが、現在もフルタイムの期間業務職員はいないため、現段階では条例を定めた次年度以降もこのフルタイム会計年度任用職員を任用する予定はございません。

5の期間業務職員、嘱託員の在職者数についてです。

9月1日現在で、期間業務職員が465人、嘱託員が49人の合計514人が在職をしております。職種別の内訳人数は、その下の表のとおりですが、この職種の全てが来年度からパートタイム会計年度任用職員に移行することになります。

以上が会計年度任用職員制度の概要でございます。

続きまして、条例の内容について御説明いたします。

議案書の10ページと提出議案説明書の1ページをごらんください。

制定の趣旨は、地方公務員法及び地方自治法の改正により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い制定するものです。

第1条は目的で、制定の趣旨と同内容です。

第2条で会計年度任用職員の給与、その他の給付の種類を規定します。パートタイム会計年度任用職員には報酬、期末手当、費用弁償、フルタイム会計年度任用職員には給料、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、旅費を給付いたします。

第3条第1項でパートタイム会計年度任用職員の報酬は月額または時間額とし、その上限

額は別表で定めることを規定します。

この別表は 14 ページをお願いいたします。

別表の第 1 で月額の上限を、医師が 70 万円、その他は 28 万円、時間額の上限は 2,500 円で、個々の報酬額は市長が別に定めるということにします。この上限額につきましては、現行の期間業務職員の賃金及び嘱託員の報酬を参考に設定をしております。

もう一度 10 ページにお戻りください。

第 2 項で月額の場合の 1 時間当たりの報酬額の算出方法、第 3 項で割り振られた勤務時間に勤務しないときは有給休暇を除き報酬を支給しないこと、第 4 項で報酬の支給日を規定します。

11 ページをお願いします。

第 4 条第 1 項でフルタイム会計年度任用職員の給料は、職種の区分、事務職、医療職、福祉職に分かれますが、この区分に応じ常勤職員の給料表の給料月額を適用し、新規採用職員、1 級になりますが、この初任給に相当する額を上限とすることを規定します。第 1 号中の給与条例別表第 1 が行政職給料表、第 2 号中の別表第 2 が医療職給料表、別表第 3 が福祉職給料表です。

また、第 2 項で勤務 1 時間当たりの給料の額の算出方法を規定します。

第 5 条第 1 項でパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について、月額支給職員は条例規則で定める常勤職員の例により支給し、第 2 項で時間額支給職員は別表で定める通勤距離に応じた額を支給することを規定いたします。

第 6 条でフルタイム会計年度任用職員の通勤手当の額は、常勤職員の例により支給することを規定いたします。

第 7 条第 1 項、第 2 項でパートタイム会計年度任用職員が時間外勤務を行った場合に時間外勤務に係る報酬を支給すること及び支給額の算出方法について定めます。なお、算出方法は労働基準法の基準に基づいております。

第 8 条でフルタイム会計年度任用職員が時間外勤務を行った場合は、常勤職員の例により支給することを規定します。

第 9 条第 1 項でパートタイム会計年度任用職員、フルタイム会計年度任用職員に期末手当を支給することができることを規定します。

第 2 項では期末手当の支給額について規定します。

14 ページをお願いいたします。

別表第 3 のとおり、期末手当の額は基準日における勤務月数によって異なり、6 カ月以上勤務の場合はパートタイム会計年度任用職員の月額支給額及びフルタイム会計年度任用職員は給料月額の 1 カ月分、時間額支給職員は給料日額の 20 日分となっております。

戻りまして、第 3 項では 6 月の期末手当において前年度の任用期間を勤務月数に含めること、第 4 項では支給日を常勤職員の例によることを規定いたします。

第 10 条ではパートタイム会計年度任用職員が出張した場合に、費用弁償を支給すること

を規定いたします。

第 11 条ではフルタイム会計年度任用職員が出張した場合は、常勤職員の例により旅費を支給することを規定します。

第 12 条で口座振替による支払いについて、第 13 条で勤務時間について規定します。

第 14 条及び第 15 条では休憩時間、休暇をそれぞれ規則で定めることを規定します。

施行日は、令和 2 年 4 月 1 日です。

附則の第 2 項で法第 17 条第 1 項の規定により任用されている職員とありますが、これが現在の期間業務職員のことを指します。

説明は以上です。

○委員長（大平伸二君） 説明ありがとうございました。

それでは、これより議案第 48 号に対する質疑を行います。

○委員（山田喜弘君） 改正前と改正後で、まず何が厳格化されたかということと、それからその影響について、特に財政に対する影響があるのかないのかについて教えていただきたいと思えます。

○市長公室長（酒向博英君） まず 1 点目の何が厳格化されたということですが、まず一番大きなものは、一般職の非常勤職員は全て会計年度任用職員に統一するというのが一番大きなものでございます。

それと、地方公務員法の、今まで第 3 条 3 項 3 号に特別職の非常勤職員というのを規定しておりましたが、ここに当たる職員が各自治体によって非常に今までばらばらで、いろんな身分の臨時職員がここに当てはまってきたということがございまして、ここを厳格化することで、第 3 条 3 項 3 号に該当する職種は、もう国のほうであらかじめこれとこれとこれというふうに決められておまして、それ以外は全て会計年度任用職員に該当するというような、そこが厳格化されたことと、それから臨時的任用職員につきましても、基本的には常勤職員の欠員が生じた場合の代替とするというのが定められました。これが主な厳格化の、改正前と後の大きな違いです。

それから 2 点目の財政の影響でございますが、ほかの自治体では、この会計年度任用職員に移行した場合に、今まで臨時職員にいわゆる期末手当を支給していなかったという自治体もあります。ただ、可児市の場合は、もう既に期末手当をこれまでも支給しておりますし、それから報酬につきましても、現在の年収ベース、現在の期間業務職員、嘱託員の年収ベースから新たに報酬額を決定するという予定でありますので、会計年度任用職員に移行したとしても、財政面に影響することは、本市の場合はほとんどないというふうに考えております。以上です。

○委員（山田喜弘君） あと 9 条で、期末手当を支給することができるときに、勤務成績が良好と認められるという、この規定についてはどのように可児市としてはなってくるんですか。

○市長公室長（酒向博英君） 済みません。会計年度任用職員につきましても人事評価を行うということが新たに、これも規定をされます。したがって、正規の職員と全く同じとい

うわけではありませんが、評価項目を新たに設定して、来年度から会計年度任用職員についても評価を行っていくということで、その評価によって、勤務成績の評価が著しく悪い方については、期末手当を支給しないということを今考えております。

こちらが求めている職を普通にしていいただければ支給するというので、よほどの場合ということをご想定しております。

○委員（山田喜弘君） もう一つ、今言ったフルタイム会計年度任用職員を採用しないというか、可児市の場合にはつくらないという意味ですけれども、その理由は何ですかね。例えば、これを採用したらどんな影響があるんですかね。

○市長公室長（酒向博英君） まず一番大きな理由は、現在もフルタイムの期間業務職員はいないということでございます。それで、新たにフルタイム会計年度任用職員に支給しますと、当然先ほどパートタイムと変わります、いろんな手当も全て正規の職員と同じになりますし、給料ということになりますし、退職手当も支給するということになってまいります。だから、ほとんどフルタイム会計年度任用職員については一般職と近い職務を行っていただくということが想定されるんですが、今現在そこに当てはめて、フルタイムに当てはめてまでやっていただく職務、職種が今のところは想定がないということです。そこまでの部分は正規の職員が担って、会計年度任用職員の方はあくまでも今と同じような職種、補助的な業務、一部責任が与えられている職種の部分も一部ありますが、今と変わらないということですので、あえてこの制度ができたからといって即フルタイム会計年度任用職員を任用する必要がないというのが理由です。

○委員（山田喜弘君） あと、社会保険関係は、パートタイム職員というのはどういうふうになってくるんですかね。更新が2回あるということで、3年あるんですが、1年以上の見込みがある場合というの、それは社会保険に入らないのか、どういう制度になっているんですか。

○市長公室長（酒向博英君） 今現在も期間業務職員は社会保険に加入しておりますので、その部分については全く変わりません。

○委員（山田喜弘君） 確認の意味で、ずっと3年間社会保険ということでもよろしかったですかね。

○市長公室長（酒向博英君） 勤務の時間等にもよりますけれども、通常の場合は全く変わりません。

○委員長（大平伸二君） ほかに発言ございますか。

○委員（板津博之君） 先ほど冒頭で、本日配付されております総務企画委員会資料ナンバー1の会計年度任用職員制度についてという資料の裏面のほうで、5番の期間業務職員、嘱託員の在職者数というのがありますが、現在、合計514人で、内訳として期間業務職員が465名、嘱託員が49人ということになっておりますが、ちょっと私の理解がまだできていない部分もあるかもしれない、期間業務職員というのが、今回新たに会計年度任用職員というものに変わってという、まず理解でいいかどうかというところを確認したいんですが。

- 市長公室長（酒向博英君） おっしゃられる理解のとおりでございます。
- 委員（板津博之君） この465人のうち、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員に分かれるということだと思っておりますが、それぞれの内訳というのはおわかりになりますか。
- 市長公室長（酒向博英君） 全員がパートタイム会計年度任用職員です。フルタイム会計年度任用職員はおりません。
- 委員（板津博之君） 済みません。14ページの別表第1なんですけど、ここに医師が70万円以下で任命権者が別に定める額という報酬の額が規定されておるんですが、現在可児市でそれに該当する方は見えますか。
- 市長公室長（酒向博英君） 国民健康保険診療所、いわゆる久々利診療所の医師がここに該当します。
- 委員長（大平伸二君） ありがとうございます。
ほかに質疑はございますか。
- 委員（山根一男君） 嘱託員が新たにパートタイム会計年度任用職員ということですが、これまで年限に対する縛りがなかったんだと思うんですけど、これは3年ごとに更新という、ずっと勤められなくなるということはないんですか。
- 市長公室長（酒向博英君） まずパートタイム会計年度任用職員になりますと、任用期間は全てが1年以内ということになりますので、1年ごとの更新ということになります。再度の任用を、今、期間業務職員は2回ということにしておりますので、通算3年ということになります。したがって、嘱託員もそれと同じになりますので、最長3年ということなんですけど、この3年というのはいわゆる公募によらず、勤務成績が良好であれば、公募によらないで2回任用を繰り返すというので3年ということなんですけれども、嘱託員も今までと違ってこれに該当してきます。
ただ、今申し上げましたように、3年間は勤務成績によればそのまま継続ができますし、3年後にも、一旦はそこで任期は切れますが、再度またそこで本人が応募された場合は、ほかの応募者と同じに選考して、そこから選ぶということですので、同じ方が選考される場合もありますし、違う方がなる場合もあるということになります。
- 委員（山根一男君） 3年ごとには、同じ職場、同じ職種であっても構わないということですね、それは。
- 市長公室長（酒向博英君） 応募を全く制限するものではございませんので、それは可能です。
- 委員（山根一男君） わかりました。
もう一つ、さっきのパートタイム会計年度任用職員と、フルタイム会計年度任用職員の報酬と給料の違いというのがありますけれども、報酬というと、やはり人件費ではなくて物件費として扱うという違いがあるんですかね。
- 市長公室長（酒向博英君） 会計上、報酬は人件費に入ります。今まで賃金ですと物件費に

なるんですけど、報酬は人件費に入ります。

○委員（山根一男君） 今までは賃金、これから人件費で扱うということですか。

○市長公室長（酒向博英君） いわゆる財政の決算統計上はそういう扱いになります。

○委員（山田喜弘君） 人件費になるとすると、基準財政需要額に入るといっていいのでしょうか、わからなければ後で。物件費だと基準財政需要額に入らないとかというふうに聞きましたけど、人件費なら入ると、交付税の関係でどうなんですかね。

○委員長（大平伸二君） 市長公室長、御答弁願えますか。

○市長公室長（酒向博英君） 今、山田委員おっしゃるのは、交付税にどう影響するかということですね。

○委員（山田喜弘君） だから、物件費から人件費に科目が変わってくるんですよ、処理としては、システムとして。そうすると、基準財政需要額に入ってくるんですよ、全部。そうすると、交付税で影響というのはいないんですか。

○市長公室長（酒向博英君） 済みません、ちょっと正確にお答えできませんので、お時間をいただいた後で、確認してから答えるようにいたします。

○委員長（大平伸二君） 後でということ。

ほかに質疑がございますか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、質疑を終了とします。

続いて討論を行います。

討論のある方はございますか。

〔「なし」の声あり〕

なしということで、それでは討論を終了します。

これより議案第 48 号 可児市会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例の制定についての採決をいたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 48 号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 49 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○市長公室長（酒向博英君） 議案書の 15 ページ、提出議案説明書の 2 ページをお願いいたします。

本条例の制定趣旨は、会計年度任用職員制度の創設に係る地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、関係条例について所要の改正を整理条例の制定によって行うものでございます。

まず、第1条は可児市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正です。

第2条第2項第3号中の地方公務員法の規定について、改正前の地方公務員法第22条は第1項から第7項までの条文であったものが、改正後は22条のみとなり、第1項を特定する必要がなくなりましたので、条文を改正いたします。

第10条第1項第3号も同様の改正です。

16ページの第2条は、可児市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正です。

地方公務員法の改正により創設されたフルタイム会計年度任用職員が人事行政の運営の状況の公表、これは毎年10月に、もうすぐ公表するものですが、これに関する対象の職員となったため、第3条を改正いたします。

第3条は、可児市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正です。

第4条に第6項を新たに加え、分限による休職の期間について会計年度任用職員については任期が1会計年度以内となりますので、第1項中の3年を超えない範囲とあるのを、任用中に定めた任期の範囲内とすることを規定します。

17ページに移ります。

第4条は、可児市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正です。

第4条の懲戒処分による減給について、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員、これは先ほどお話ししましたパートタイム会計年度任用職員のことですが、これにつきましては給料ではなく報酬を支給するため、減給の場合は報酬から行うことを規定します。

第5条は、可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正です。

第18条の非常勤職員の勤務時間、休暇等について、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等は先ほど議案第48号で説明しましたとおり条例で定めますので、非常勤職員を削除し、臨時的任用職員のみについて改正をいたします。

第6条は、可児市職員の育児休業等に関する条例の一部改正です。

第7条第2項で育児休業している職員の勤勉手当の支給に関し、会計年度任用職員には支給しないことを、第9条で育児休業から復帰した場合の給料の号給の調整についても、会計年度任用職員を除くことを規定します。

第7条は、可児市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正です。

第4条の非常勤職員等の給与について、会計年度任用職員の給与は条例で定めますので、非常勤職員を削除し、臨時的任用職員の給与についてのみの規定に改正をいたします。

19ページに移ります。

第8条は、可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正です。

第18条の非常勤職員等の給与について、会計年度任用職員の給与に関する事項を条例で定めることに伴い、準用する規定を修正するものです。

施行日は、令和2年4月1日です。以上です。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

これより議案第 49 号に対する質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（板津博之君） 第 3 条の改正後の部分ですけれども、第 6 項になりますかね、失礼しました。

ちょっと途中から読み上げますが、同項中 3 年を超えない範囲内とあるのは、法第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内とするというふうに書かれておりますが、任命権者というのはどなたになりますでしょうか。

○市長公室長（酒向博英君） 済みません、市長となります。

○委員（板津博之君） ということで、3 年を超えない範囲ということなんですけど、ここでいう任命権者を定める任期の範囲内というのは、具体的には任期は、その範囲内というのはどれだけの期間をいうんですか。

○市長公室長（酒向博英君） まず、会計年度任用職員の任期というのは 1 年以内ということで定められておりますので、この 1 年以内の範囲内において、例えば半年の場合もありますし、いろいろパターンがありますので、その決められた任期ということでございます。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑はございますか。

○委員（山根一男君） 18 ページの育児休業に関するところですが、この変更がちょっと今よく理解できなかったんですけど、どのように変わるんですか。第 7 条ですか。

○市長公室長（酒向博英君） 育児休業から復帰をした場合には、号給調整等を今現在正規の職員は行っているんですけど、会計年度任用職員については、この号給の調整を行わないという意味でございます。

○委員（山根一男君） 復帰した後の話ですけど、号給調整の意味がちょっとよくわかりませんで、済みません。

○市長公室長（酒向博英君） 正規の職員ですと、休業しない場合は毎年の定期昇給とか、そういう場合で昇給していくんですが、育児休業はそういう定期昇給をしないので、職場に復帰するときにそのときの給料をどの給料表に位置づけるかというのが号給調整ということでございます。

○委員（山根一男君） それを今後はしなくなるということですか。

○市長公室長（酒向博英君） フルタイム会計年度任用職員ができることによって、フルタイム会計年度任用職員は給料になりますので、そういった職員が仮に育児休業を取得するという場合でも、会計年度任用職員は号給調整をしないという意味でございます。

○委員（山根一男君） これはフルタイム会計年度任用職員の話ですね。当市にはないから、基本的には運用されることはないということですね。

○市長公室長（酒向博英君） はい、おっしゃるとおりです。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、質疑を終了とさせていただきます。

続いて討論を行います。

発言はございますか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了します。

これより議案第 49 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 49 号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○企画部長（牛江 宏君） 済みません、先ほどの山田委員からの質問の回答をよろしいでしょうか。

先ほど、会計年度任用職員が賃金から報酬に変わることによって、人件費になるということで、それが地方交付税に影響があるかということでしたが、現状の仕組みからいえば、人件費の増とかによって交付税に影響することはございません。ただし、今回というか、来年度以降どうなるかは、それは交付税の算定が国のほうで行われる中で、何か仕組みが変わればですけど、現状でいけば変わらない、現状のとおりということで影響はないというふうに理解しております。以上です。

○委員長（大平伸二君） 今、企画部長より説明がございまして、先に採決しましたので大変申しわけございませんでした。

次に、議案第 50 号 可児市職員の給与支給に関する条例及び可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○市長公室長（酒向博英君） まず、この議案第 50 号につきましては、議案の条文に修正が見つかり、9月3日付で正誤表を提出するに至りましたことに対しまして、改めておわび申し上げます。

それでは、議案書の 20 ページ、提出議案説明書は同じく 2 ページをお願いします。

改正趣旨は、地方公務員法の改正等に伴い、関係条例について所要の改正を行うものです。

第 1 条は、可児市職員の給与支給に関する条例の一部改正です。

関係する今回の地方公務員法の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の交付に伴うもので、これは成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう成年被後見人等に係る欠格条項、その他権利の制限に係る措置の適正化を図るものであります。

具体的に申しますと、地方公務員法では成年被後見人等は職員となり、または競争試験も

しくは選考を受けることができないとする規定、これが改正前の地方公務員法第 16 条第 1 項にあります。この規定及び成年被後見人等に該当することに至ったときは、その職を失うという規定、これが改正前の地公法の第 28 条第 4 項に今まではございました。これが削除されたものでございます。

今回の市の条例改正では、この成年被後見人等に関する箇所を全て削除するものです。

該当条文は 20 ページの第 21 条第 1 項、第 4 項、21 ページの第 21 条の 2 第 2 号、第 22 条第 1 項、22 ページの第 22 条第 2 項第 2 号、第 27 条第 6 項です。

22 ページの第 26 条は、議案第 58 号の会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例の制定に伴い、非常勤職員に係る規定を削除するものです。

23 ページをお願いします。

第 2 条は、可児市職員の旅費に関する条例の一部改正です。

第 3 条第 3 項の規定は、旅費の支給について、先ほど御説明した地方公務員法第 16 条第 1 項が削除されたことにより、16 条の号のずれを修正及び語句の表現を修正するものです。

第 5 項は、条を適切な表現に修正するものです。

第 26 条は、会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例の制定に伴い、非常勤職員の旅費に係る規定を削除するものです。

施行日は令和元年 12 月 14 日からで、これは先ほど申しあげました成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行日が、公布の日から起算して 6 月を経過した日と定められており、それに合わせるものでございます。

なお、第 1 条中の第 26 条、第 2 条中の第 26 条の規定は、会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例の施行日と同じく、令和 2 年 4 月 1 日からとなります。説明は以上です。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

それでは、これより議案第 50 号に対する質疑を行います。

質疑がある方、挙手をお願いいたします。

○委員（山根一男君） ちょっとわかりやすくお願いしたいんですけども、私の理解が足りないかもしれませんけれども、法律がそうなったということであればもちろんそうでしょうが、成年被後見人というのは、やはり自分の意思で何かができないとか、そういう方だと理解しているんですけど、例えば、職員が交通事故やなんかでそういう状況になったときでも、それを理由に解雇じゃないかな、やめさせることはできないとか、そういう方であっても採用する可能性があるとかいうことなんじゃないでしょうか。成年被後見人の範囲はどういうものなのかをもう少し、想定される範囲内でお願いできませんでしょうか。

○市長公室長（酒向博英君） 成年被後見人とは、これは民法で定められておまして、精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある者で、家庭裁判所より後見開始の審判を受けた者という規定がございます。この精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にあるとは、精神的障がいにより法律行為の結果が自己にとって有利か不利かを判断することができない程度の判断能力であることがふだんであると。これが成年被後見人の定

義でございます。被保佐人というのは、もう少しその程度が軽くなっている方でございます。

今までは、こういった方につきましては、そもそも職員採用に応募することができないという欠格条項だったんですけど、これからはそれが、そもそも職員採用の場合は、競争試験を行っておりますので、あえてこれを残していく必要がないということですし、職員が仮にこういうことになった場合でも、それを理由に欠格条項として退職をすることはないということに改められたもので、こういった方たちの人権に配慮した法律の改正であるということでございます。

○委員（山根一男君） そうしますと、それは精神障がい者というふうにもなるわけですね。精神障がい者は最近雇用するようになったということですが、それとは関係ないですか。

○市長公室長（酒向博英君） 可児市の場合の精神障がい者は精神障害者保健福祉手帳を所持している方が精神障がい者というふうに定義をしておりますので、ここでいうのは成年被後見人という、いわゆる家庭裁判所で審判を受けた方ということですので、そこら辺の違いはあります。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

なしということで、それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

討論のある方は挙手を。

発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了します。

これより議案第 50 号 可児市職員の給与支給に関する条例及び可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

挙手により採決いたします。

原案の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 50 号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 51 号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○税務課長（長瀬繁生君） 議案第 51 号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料番号 1 の議案書の 25 ページ、資料番号 11、提出議案説明書の 3 ページをお願いいたします。

今回の市税条例の一部改正は、岐阜県税条例における自動車税の減免が改正されることにあわせて、軽自動車税についても同様に改正を行うものでございます。

それでは内容について御説明をさせていただきます。

第 65 条で、身体障害者本人か身体障害者もしくは精神障害者のために当該身体障害者等と生計を一にするもの、または当該身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する場合に減免を限っておりましたけれども、今回の改正で精神障害者本人が運転する場合も減免の対象となる旨を追加するものでございます。

令和元年 10 月 1 日の施行となります。以上でございます。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

それでは、これより議案第 51 号に対する質疑を行います。

質疑のある方、挙手をよろしくお願いします。

○委員（山田喜弘君） これは本人が運転するという場合ですけど、手続としてはどんな手続になっていますか。

○税務課長（長瀬繁生君） 基本的に手続というのは、免許証を本人が保持されている場合に限りますので、そういう方が車を運転する場合に減免の対象にするということになります。以上です。

○委員（山田喜弘君） 例えば本人が窓口に来て、手続をとれるということではなかったですか。

○税務課長（長瀬繁生君） 本人が窓口に見えて、運転したいということで申請を出された場合に許可をするという形になります。

○委員（山根一男君） そうしますと、今まではそういう減免の対象になっていなかったということなのかということと、何%減免ですね。自動車税が通常よりも減るわけですね。その減免の額といいますか、パーセントというか、その辺はわかりますか。

○税務課長（長瀬繁生君） その数字については、今手元にございませぬので、後ほどわかる範囲でお答えをさせていただきたいんですが、基本的には担当課に確認をしましても、その辺の数字はつかんでいないというところは聞いております。実際にどのぐらいの方が精神障害者の方で減免を申請されるかという数字については、わからないのが状況でございます。以上です。

○委員（山根一男君） 幾らが幾らになるかということですので、もし来ても来られなくてもそういう数字は用意されるんじゃないですか。

○税務課長（長瀬繁生君） 確認いたしますが、減免は全額減免というふうに理解をしておりますが、ちょっと確認をさせていただきます。

○委員長（大平伸二君） 済みません、ちょっと聞き取れない。全額ですか。

○税務課長（長瀬繁生君） 全額というふうに理解しておりますけれども、ちょっと確認をさせていただいて、また後ほどお答えをさせていただきたいと思えます。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

ほかに質疑はございますか。

済みません、税務課、会議終了後になりますか。

それなら、暫時休憩とします。

○委員長（大平伸二君） 再開します。

○税務課長（長瀬繁生君） 可児市の場合は100%減免ということでなっております。

○委員（山根一男君） そうしますと、可児市内に精神障害者手帳を持っている方、数千人いらっしゃると思いますよね。可児市の職員の中にも精神障がい者っていらっしゃると思うんですけども、そういった方に対する周知というのはされるのでしょうか。今までは減免対象でなかったけれども、本人が運転する場合、それができるといふふうになるわけですよね。結構な数、私の友人にも精神障害者手帳を持っていて運転する人がおりますけれども、その辺は告知らしきものはあるのでしょうか。

○税務課長（長瀬繁生君） それにつきましては、今後ホームページ等でも情報を流していきたいというふうに考えております。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、続いて討論を行います。

発言ございますか。

〔挙手する者なし〕

なしということでございますので、それでは討論を終了いたします。

これより議案第51号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第51号は原案どおり可決すべきものと決定しました。

それでは、次、議案第54号 可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○市民課長（若尾真理君） 議案の30ページをごらんください。

議案第54号 可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

住民票、マイナンバーカードへの旧氏の記載が可能となるよう住民基本台帳法施行例等の改正が行われ、この11月5日から施行されることに伴い、印鑑登録原票並びに印鑑登録証明書に旧氏の記載ができるように、平成31年4月17日付で総務省より通知が発出されました。これを受けて、可児市印鑑条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、第5条において住民票に旧氏が記載されているものについて、旧氏での

印鑑登録を可能とします。

そして、第6条と第11条第1項において住民票に旧氏が記載されているものについて、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書に旧氏を記載する旨を規定するものです。

施行日は令和元年11月5日となります。以上です。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

これより議案第54号に対する質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（山田喜弘君） 旧氏について説明していただけますか。

○市民課長（若尾真理君） 旧氏というのは、結婚に伴い夫もしくは妻の氏を名乗ることになりますので、その以前の名字を旧氏と定義しております。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑ございますか。

○委員（山田喜弘君） そうすると、旧氏で印鑑登録ができるということによかったでしょうか。

○市民課長（若尾真理君） その旧氏が住民票と印鑑登録証に併記できるようになりますので、それで旧氏での印鑑登録が可能ということになります。

あくまでも今の氏で申請をしていただくということになりますので、氏を選択できるということではありません。

○委員（板津博之君） 一応施行日が11月5日からということですので、今、市民課へ行くと、いわゆる届け出書類があるわけですがけれども、ホームページでは書式をダウンロードして、私もよく印鑑証明をそれで手続するんですけど、旧氏にする場合の何かそういう項目がその書式に追加されるということによろしかったでしょうか。

○市民課長（若尾真理君） 今の様式は変わりません。新たに旧氏の併記を申し出る書類を作成しますので、それによって申請していただき、認められて、併記できるという形をとらせていただきます。

○委員（板津博之君） ホームページの書式のダウンロードについても、そういったものがダウンロードできるようになるということによろしいですか。

○市民課長（若尾真理君） はい。まだ掲載はしておりませんが、後で載せることになっております。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑ございますか。

○委員（山根一男君） もう一度ちょっと整理させていただきたいんですけども、これは住民票に旧氏があらかじめ記載されている方のみの話ですよ。もし住民票にしていない場合、後から併記することもできるのでしょうか。

それから、印鑑登録自体は旧氏のみで登録されるのか、併記されるということですか。旧氏がメインになって、今の氏が別のところに書いてあると、そういう意味ですか。済みません、ちょっと経験がないので。

○市民課長（若尾真理君） 住民票のほうには、今の氏と、その下段に旧氏という項目が新た

にできますので、そこに旧氏が併記されます。旧氏併記はこれからですので、申請をされれば、今現在新しい氏名を名乗ってみえる方に旧氏併記という手続をとっていただくことは可能になります。

○委員（山根一男君） あとの質問は、印鑑登録証明書を出す場合に、それは旧氏がメインで、そこに新氏が括弧して出てくるのか、旧氏だけの印鑑証明書が出てくるのか、どういう形になりますか。

○市民課長（若尾真理君） 印鑑登録証もあくまでも旧氏併記になりますので、今の氏と旧氏併記になります。

○委員（山根一男君） わかりました。

住民票に旧氏が記載されるというのは、これからの話なんですね。今現時点ではないわけですね。これが11月5日から、この辺の周知はどのようにされるんでしょうか。

○市民課長（若尾真理君） 国もマイナンバーカードの普及を進めておりまして、国のホームページにも載せておりますが、可児市のホームページでも11月5日からできますということで、もう既に公開しております。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

質疑もございませんので、続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論もございませんので、それでは討論を終了させていただきます。

これより議案第54号 可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第54号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号 可児市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○防災安全課長（武藤 務君） 資料については、資料番号1、議案書39ページ及び資料番号11、提出議案説明書5ページになります。

先ほどの議案第50号の内容と一部重複しますが、よろしくお願ひします。

令和元年6月7日に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化などを図るための関係法律の整備に関する法律が可決成立し、6月14日に公布されました。この法律は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人などであることを理由に不当に差別されないよう、権利の制限について適正化などを図るものです。これにより、180程度の法律に規定

されていた欠格条項が見直されました。その中に地方公務員法も含まれ、欠格条項から成年被後見人等が排除されました。

消防団員についても、一般職の地方公務員に準じ、同様に欠格条項から成年被後見人などを削除するものです。そのほか語句を整理するため、免職をより明確に懲戒免職としております。

施行日は公布の日です。以上です。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

これより議案第 57 号に対する質疑を行います。

○委員（山田喜弘君） 第 4 条のところで、免職から懲戒免職にした理由を教えてください。

○防災安全課長（武藤 務君） ここで第 6 条の規定によりという前文があるので、ほぼ間違えることはないんですが、分限免職と懲戒免職があるので、懲戒免職と明確にしたものでございます。以上です。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、続いて討論を行いたいと思います。

発言ございますか。

〔「なし」の声あり〕

討論もございませんので、それでは討論を終了させていただきます。

これより議案第 57 号 可児市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 57 号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 65 号 字区域等の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○総務課長（宮崎卓也君） 資料番号 1、議案書 47 ページ、資料番号 11、提出議案説明書 6 ページ、資料番号 15、字区域変更区域図、それと委員会の資料ナンバー 2 をごらんください。

議案第 65 号の字区域等の変更についてを御説明いたします。

可児駅東土地区画整理事業地内……。

○委員長（大平伸二君） 課長、ちょっと待ってください。資料をまだ見てみえない方が、済みません。

○総務課長（宮崎卓也君） よろしいでしょうか。済みませんでした。

それでは、可児駅東土地区画整理事業地内の字区域及び名称を変更するものでございます。

その内容につきましては、まず資料番号1、議案書47ページのほうをごらんください。

下恵土字針満、前田、島畑及び町田の区域のうち、この議案書に掲載の地番の区域、資料番号15、字区域変更区域図をごらんいただきまして、こちらでお示しいたしますと、可児駅の東側、子育て健康プラザ マーノから北側の区域、こちらを下恵土一丁目といたします。

それから、また議案書に戻っていただきまして、48ページでございます。議案書48ページ。

下恵土字前田、島畑、それから町田の区域のうち、議案書掲載の、またこの地番の区域、それから変更区域図でお示しいたしますと、可児駅の東側、子育て健康プラザ マーノより南側の区域を下恵土二丁目といたします。

また議案書に戻っていただきまして、今度は49ページをごらんになっていただきます。

議案書49ページ、下恵土字前田、島畑及び豊田の区域のうち、ここに議案書掲載の地番の区域、変更区域図でお示しいたしますと、可児駅の西側の一部区域です。こちらを下恵土字なしというふうにいたします。

委員会資料のナンバー2、こちらのほうをごらんください。

可児駅東土地区画整理事業につきましては、平成14年度から工事を進めてまいりましたが、駅前広場の整備を残しまして、おおむね完成に近づいております。今後は換地に向けて準備を進めていくという段階となっております、今回はその前段準備として字区域とその名称の変更を行うものです。

字区域の名称の変更に係るこれまでの経緯でございますけれども、まず地元の意向、これを反映いたしますため、平成29年11月にどのような地名がよいのかというアンケート調査を全権利者に対して行いました。結果は、ここにございます下記のアンケート結果のとおり、下恵土何丁目というものと従来の下恵土というものが最も多い意見でございました。

この結果をもとに内部調整、法務局との打ち合わせなどを経た後、平成30年12月に可児駅東土地区画整理審議会において意見聴取をいただきまして、平成31年1月、今広自治会総会において、字区域の名称を下恵土何丁目ということで合意をいただきました。

2月には権利者説明会を開催いたしまして了承を得た後に、3月には下恵土自治連合会自治会長会への報告を行いまして、4月に入りまして今広自治会員を初めとする今広地区全戸に書面で周知を行っております。

今後の手続でございますが、令和3年7月が換地処分ということで、ここからこの下恵土一丁目、二丁目という大字が効力を発生いたします。そういった換地の状況に合わせて、登記手続、郵便番号の設定とか、住所変更等に伴う諸手続に関しての住民説明会などを実施していく予定でございます。以上です。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

これより議案第65号に対する質疑を行います。

○副委員長（勝野正規君） ちょっと二、三点お聞きしたいと思います。

字区域の変更をするときに、住居表示に関する法律というのがあって、議会の議決を得ようとする場合は案の段階で公示しなければならないというふうにあると思うんですけども、その辺はいかがでしたでしょうか。

○総務課長（宮崎卓也君） 本議案は住居表示に関する法律に規定する住居表示を行うものではございません。したがって、今、勝野委員がおっしゃいました住居表示に関する法律、多分第5条の2に当たると思うんですけども、こちらは適用されませんので、議会上程前の公示、これは必要ございません。

ちなみに、住居表示に関する法律に規定する住居表示というものは、地番とは別の街区符号、何番というものと、それから住居番号、何号というものを使用して表示を行うものです。例えば、美濃加茂市で行われているので例を挙げますと、加茂川町何丁目何番何号というような表記をするというものを住居表示と言っております。以上です。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

次に、この施行予定が、効力の発生ですけども、令和3年7月予定なんですけれども、おおむね2年前、こんなに早く議決するのは、それなりの事務手続がこれからいっぱいあるからということよろしいでしょうか。

○総務課長（宮崎卓也君） 現在、換地計画書を作成中のございまして、今後この換地計画、これの県の認可をいただく必要がございます。県が認可した上で公告を行い、この公告が換地処分となるわけですが、この手続を行うに当たりまして、あらかじめ土地の表記を定めておく必要があるということで、今回町名を決めさせていただくということなんですけど、この公告までには、権利者とか法務局、県などとの事前調整なども必要となってきますので、ここで2年程度ございますが、それだけの期間が必要であるということがございます。以上です。

○副委員長（勝野正規君） 地権者や対象者に全て説明してあるんでいいんですけども、対象というのは、現今広地区の方々全てという意味でしょうか。

○総務課長（宮崎卓也君） 今広自治会員初め今広地区全戸ということで、アパートの住人とか、あと店舗を持ってみえる方とか、そういった方も含めた、今広地区の全建物に対して周知を行っている。それから、土地の権利者についても説明会を実施したり、欠席者に対しては書面の周知などを行っているということです。以上です。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

せっかく建設部長がお見えになっておるんで、建設部長にも聞いていいのかな。よろしいですね。

ここは区画整理事業なんでいいんですけども、駅西の市道117号でしたっけ。あっちは区画整理事業じゃないんで、あそこもぼんと道路ができたときには、こういう手法は、町名指定するとか、そんなような字区域の変更はない、あるだけで結構です。予定で結構です。

○都市整備課長（林 宏次君） 今回の場合は字区域の変更でございますが、土地区画整理事業に伴い、やる手法だと我々は考えておりますので、駅西については今のところ土地区画整

理事業の事業化はございませんので、なしということでございます。以上です。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑ございますか。

○委員（山根一男君） これは土地区画事業に関するところのみということで理解しました。

下恵土のままというところは、駅西という形になるんでしょうけれども、これは従来と字の廃止、小字の廃止というのはありますけど、現状でも小字は住所に余り表記されていない。要するに、下恵土まではずっとこの先も、今ここで 15 の表で表示された四角、下恵土は四角で書かれていますけど、その周りも下恵土ですよ、全部。そこの違いは何かあるんですか。小字の廃止とありますけれども、普通、小字まで住居表示ではされないと思いますけど、何か変更ありますか。

○総務課長（宮崎卓也君） 今回、住所に関しての表示ではなくて、要は土地に関して、登記がどうなるかということなんです。そういうことでいきますと、今回、登記上は小字がなくなると。駅の西側は、当然今、区画整理していないところは小字がそのままですけども、駅の西側で、ちょっとこの図面でいきますと線路の西側ですね。線路の西側で下恵土となっているところに関しては、下恵土のままではございますけれども、あえてここに小字を設定しないと。区画整理した範囲内なんで、あえて小字を設定して、例えば小字を設定すると、小字間の合筆ができないとか、いろんな不便が出てきますので、せっかく区画整理したので、小字は設定しないほうがいいだろうということで、下恵土何番地と、土地の番地をそういうふうに表示させていただくということでございます。以上です。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑はございますか。

○委員（山根一男君） そうすると、区画整理をやらない限り、こういうことはやらないんでしょうけど、一丁目、二丁目があって、あとはほかの地域は全部下恵土のままということで、見直すとか、住民からそういう声があったとしても、そういうことにはならないということによろしいでしょうか。

○総務課長（宮崎卓也君） これはほかの下恵土地区のことということでよろしいですかね。

今回は区画整理がございましたので、要は字区域の変更はしやすいということもございます。これまでも字区域の変更というのは、区画整理地域だけではないんです、実は。大規模団地、例えば長坂とか桜ヶ丘とか、ああいうところも字区域の変更はしております。それから工業団地もしております。これまでは、結局、比較的一体となったところ、工業団地とか、大規模団地とか、今回の区画整理、そういったところを字区域の変更をしております。従来の地域に関しましては、なかなか範囲が特定しにくいということで、字区域の変更というのは実際は実施していないというのが現状です。以上です。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

ほかに質疑はございますか。

○委員（板津博之君） これは議決すれば、特に施行日とか何とかというのはないので、その辺の手続上の話で、どうなっていくのかということをお教えいただけますか。

○総務課長（宮崎卓也君） これは住民の皆さんへの手続ということでいきますと、先ほどち

よつと説明で申しましたけれども、換地の状況にあわせて、最終的には換地が終わらないと登記ができないものですから、令和3年7月の換地処分、これ以降に登記手続、精算などを行うということでございます。ですから、住民の方に関しましては、その状況にあわせて新しい郵便番号を設定したり、それからあと住所も、結局のところ下恵土何丁目という住所を使うことになりますので、住所も変更手続が必要になってきます。そういうことに関しての住民説明会なども、時期が来ましたら実施させていただいて、いろいろと説明させていただくというふうにする予定でございます。以上です。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

質疑もございませんので、それでは質疑を終了させていただきます。

続いて討論を行います。

発言ございますか。

〔「なし」の声あり〕

発言ございませんので、それでは討論を終了します。

これより議案第65号 字区域等の変更についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第65号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号 中濃地域農業共済事務組合理約の変更について、それと議案第67号 中濃地域農業共済事務組合の解散に関する協議について及び議案第68号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議については関連がございますので、一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○産業振興課長（加納克彦君） 議案第66号、第67号及び第68号の3議案につきましては、中濃地域農業共済事務組合の解散に関するもので、その手続に当たり、地方自治法に定める規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、まず議案第66号 中濃地域農業共済事務組合理約の変更についてを御説明申し上げます。

資料番号1の議案書の50ページ、資料番号11、議案説明書の6ページをお願いいたします。

本案件は中濃地域農業共済事務組合が解散した場合の事務の継承団体を規約に明記するもので、変更内容としましてはこの事務継承団体を開市と定める旨の条項を追加するものでございます。

施行日は、県知事の認可のあった日でございます。

次に、議案第 67 号 中濃地域農業共済事務組合の解散に関する協議について御説明いたします。

議案書の 51 ページ、議案説明書は同じく 6 ページの最下段をお願いいたします。

本案件は、現在県内にございます中濃地域農業共済事務組合を含む 5 つの組合と 1 つの連合会が農業共済事業のより一層の効率化、合理化を目指しまして、1 県 1 組合化に移行するというので、令和 2 年 4 月 1 日に県下全域を対象とした岐阜県農業共済組合を設立するため、中濃地域農業共済事務組合を令和 2 年 3 月 31 日をもって解散しようというものでございます。構成団体である関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

解散に伴いまして、残存する共済事業の全部を令和 2 年 4 月 1 日に設立する岐阜県農業共済組合に譲り渡すこととなります。

続きまして、議案第 68 号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について御説明いたします。

議案書の 52 ページ、提出議案説明書は 7 ページをお願いいたします。

本案件につきましては、中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

協議内容といたしましては、同組合の解散後、組合の保有する財産の全てを岐阜県農業共済組合に帰属させるというものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

これより議案第 66 号から議案第 68 号に対する質疑を行います。

○委員（山田喜弘君） 負担金についてお尋ねします。平成 30 年度の決算では、事務負担金 2,348 万 4,000 円となっていますけれども、今後どうなっていくのでしょうか。

○産業振興課長（加納克彦君） 今後につきましては、負担金はないものと聞いております。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑はございますか。

○副委員長（勝野正規君） 決めていくことなんで、1 県 1 組合となっていくんですけども、可児市だけじゃないんですけども、それぞれ大きなメリットってありますでしょうかね。

○産業振興課長（加納克彦君） 今お話しさせていただいた負担金の件も、一つの可児市にとってはメリットと考えておりますが、そのほかの農家のメリットといたしまして、現在、3 段階制度、一部事務組合がございまして、それから連合会があった、それから国があった 3 段階での事業になっていたわけですが、1 県 1 組合化となりますと、今度は組合、それから国ということで、中間組織が省かれるということで、共済金の支払いが早くなるものと考えております。

それから、事業規模が拡大されるということもございますので、安定的な財政基盤を確保ということも考えられるのではないかと。それによりまして危険分散を図るという、危険分

散を図ることによりまして、セーフティーネットとして役割を維持することができるものと考えております。以上です。

○委員（山田喜弘君） そうすると、農家の共済掛金等はどうなってくるかというのはわかりますか。

○産業振興課長（加納克彦君） 掛金自体は変わりはありません。農業共済、もしくは今現在は収入保険ですか、この2本選択制だというふうに聞いております。

○委員（山田喜弘君） それでメリットは出てこない。同じ共済金、掛金ということでもいいんでしょうか。

○産業振興課長（加納克彦君） 掛金は変わりはありませんが、災害が起こったときとかは共済金が早くいただけるというメリット、一つの組合が省かれますので、早くなるのかなということは考えられます。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑。

○委員（板津博之君） 議案第66号の第15条で、組合が解散した場合には関市が事務を承継するという事なんで、この岐阜県農業共済組合の事務所管は関市になるということではよかったですか。

○産業振興課長（加納克彦君） 継承する内容といたしまして、解散ということになりますので、当然決算ができないということになります。決算事務を、それから決算認定を関市が行うことになると思います。以上です。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

質疑もないようですので、続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もございませんので、それでは討論を終了いたします。

これより議案第66号 中濃地域農業共済事務組合規約の変更について、議案第67号 中濃地域農業共済事務組合の解散に関する協議について及び議案第68号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第66号から議案第68号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、ここで50分まで休憩とします。お疲れさまでした。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○委員長（大平伸二君） 会議を再開します。

陳情第9号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情を議題といたします。

この陳情の取り扱いについて御意見をお伺いいたします。

○副委員長（勝野正規君） 本件につきましては、国の大きな政策の部分に関与しているんで、陳情ということもありますんで、この委員会としては聞きおき程度で済ませてはどうでしょうか。

○委員長（大平伸二君） ほかに御意見は。

〔挙手する者なし〕

それでは、陳情第9号については、聞きおきとさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で本委員会に付託されました案件の審査を終了いたしました。

お諮りいたします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

次に、出資法人の事業報告及び決算報告についてを議題といたします。

本日は参考人として、一般財団法人可児市公共施設振興公社より事務局長 吉田隆司さんに御出席をいただきました。それでは、説明をお願いします。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（吉田隆司君） それでは、資料に基づきまして順次説明をさせていただきます。

資料は平成30年度事業報告書、まずこちらからでございます。1ページをお開きください。

まず、事業の概要についてでございます。

当公社につきましては、市から100%の出資を受けまして、平成2年3月に設立をいたしまして、平成25年4月に一般財団法人に移行、企業の目的といたしましては、文化芸術の向上、スポーツ・レクリエーションの振興に関する事業の実施及び可児市等が設置する、可児市と、これは後に出てきますが一部事務組合等、そういったものが設置または管理する施設等の管理運営を受託し、市民の福祉の増進に努めると、こういったものが財団法人弊社の目的となっております、その目的に沿った事業を進めてまいりました。

平成30年度につきましては、まず最初に今の一部事務組合である可茂衛生施設利用組合から指定管理者の指定ということで、5年間になります指定管理者として受けまして、わくわく体験館、これは一部事務組合の所有の建物でございます。わくわく体験館の管理運営を適正かつ効率的に実施してまいりました。

具体的な実績といたしましては、ガラス工芸講座、それから施設の利用者数、全体的な利用の状況でございますが、利用者数は2万5,304人と、対前年度比若干の減少。それから、

利用料収入は1,531万7,000円ということで、これも若干の減少ということでございますけれども、ほぼ平成29年度と同じ実績ということで、大きな課題があったとか、そういうことではございません。適正に通常の管理を実施したということで認識をしております。

次に、可児市から学校給食センターの給食調理業務を受けまして、これも適正に実施。そして、3つ目が保育園の給食調理業務の受託ということで、これも適正に実施ということでございます。

今申し上げましたように公共施設振興公社といたしましては、1つがわくわく体験館の管理、そして2つ目が学校給食センターの給食調理、そして3つ目が保育園の給食調理業務ということで、大きくこの3つの業務を受託いたしまして事業を実施するというところでございました。

それでは、それぞれ内容を若干説明いたしますけれども、1ページの中段から下に事業の内容ということで書いてございます。

まず、(1)番としてガラス工芸講座でございますが、こちらにつきましては有限会社可児ガラス工房、こういった会社に委託をいたしまして、吹きガラスとかトンボ玉とかステンドグラス、こういったもののガラス工芸プラス、一つ大きなものとしては土田のびいどろ再現講座、こういったものも実施しております。受講者数につきましては、前年度より156人、2.3%の増加、収入につきましては32万5,000円の減少ということでございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、特に前年に比べてほぼ変わらないということの実績でございました。

2ページをごらんいただきたいと思います。写真につきましては吹きガラスの体験、あるいは子ども企画講座というものの実際の状況を写真にして添付してございます。

2番といたしまして、ガラス工芸の作品展でございます。記載のとおり、5カ所において展示を行いまして、ガラス工芸の普及啓発ということに努めてまいりました。こちらにつきましては、総計で2,100人ぐらいの人数でございますけれども、前年と比べると若干減少というような形でございました。その下に写真がございまして、これは土田のびいどろ再現の実態、それからガラス工芸の作品展で、文化創造センター アーラで実施しております作品展の状況を写真にして添付してございます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。

3ページにつきましては、わくわく体験館という建物の施設管理、貸し館事業ということについて記載をさせていただいております。わくわく体験館の施設といたしましては、その表にありますけれども、宿泊と体育館と会議室、浴室というふうに施設がございまして、それぞれについて利用をいただいております。利用者数につきましては1万8,459人ということで、前年と比べて若干減少。利用料収入については5万8,000円ということで、こちらは若干増加というような結果でございます。

施設の維持管理につきましては、特に平成30年度につきましては、大きな故障とか補修とか、そういうことはございません。適正に管理をしましてまいりました。

次に、自主事業に移らせていただきます。自主事業につきましては、ガラス工芸講座を実施するとともに、あとリサイクル講座ということで、こちらにつきましては可茂衛生施設利用組合と連携いたしまして、環境研修、そういった事業を実施してまいりました。

3ページの下から4ページにかけて表を記載してございますけれども、こちらの講座等で今の目的を達成すべく講座を実施してきたということでございます。写真につきましては、ごみと遊ぼうということで、廃瓶を使ったキャンドルスタンドづくり、それから右の写真につきましてはリサイクル万華鏡づくりということで、多くの方に御参加いただきましてこういった研修を行ってまいりました。

次に、4ページの下側には出前講座ということで、こちらにつきましてはわくわく体験館から各地域に講師と一緒に出まして、そこでガラス工芸を楽しんでいただくような講座、こういったものを実施してまいりました。ガラス工芸の啓発活動でございます。箇所的には12カ所ということで、記載のとおり実施いたしましたけれども、こちらにつきましては平成29年度よりも4カ所ほどふやしたような形で実施しております。

次に、5ページの4番目、ガラスフェスタでございます。当館が開設して20周年がたったということで、その記念イベントということでガラスフェスタを実施いたしました。こちらにつきましては500名余りの来場者がありまして、大変盛況に終わったということでございます。写真については、これは環境フェスタの話とガラスフェスタということで状況を張りつけてあります。

続きまして、5ページの下、誘客活動でございます。宿泊施設及びガラス工房の利用を促進するための啓発でございますけれども、基本的には広報紙とか情報誌、新聞等の紙面によるものと、あと新たにインターネットを活用した活動ということも実施しております。5ページの一番最初にありますように、基本的には管内の各市町村における広報紙でこういった体験の広報をしておりますし、上から5番目のじゃらんnet遊び・体験予約ということで、こちらがネットを使って予約ができるようになった制度を新たに平成30年度から設けて実施いたしました。こちらにつきましては、年20件程度の利用者があったというのが実績でございます。

6ページへ行きまして、あと広報紙で大きいのが6番目にあります広報可茂衛生「クリーン可茂」というものでございまして、これは可茂衛生施設利用組合から発行している広報紙でございますけれども、こういったのが大きな広報紙ということになっております。

続きまして、3番の学校給食センターの給食調理事業ということでございます。

こちらにつきましては、職員数がこれは49人と書いてありますが、49人でもって市から給食調理業務を受託いたしまして、学校給食センターにおいて安全・安心な給食の提供ということで実施してまいりました。食中毒とかそういうことも一切なく、順調に受託業務を実施できたということでございます。

それから4番目、これが市立保育園の給食調理事業ということで、こちらは市内4カ所の公立保育園の給食調理業務、こちらを受託いたしまして、こちら事故等なく、順調に受託

できたということでございます。

続きまして、7ページをごらんください。

7ページにつきましては、公社の運営ということで、理事会、評議員会等の記載の内容を書かせていただいております。理事会におきましては、定例理事会ということで2回ほど実施いたしまして、1回目が決算、そして2回目が予算、そういったものの決定を行っております。評議員会につきましては年1回ということで、こちらは事業報告等を審議していただいております。監査につきましては年1回ということで、実績の監査ということでございます。

続きまして、組織の運営でございますが、職員の異動でございます。記載がずっとしておりますが、全体的なことを言いますと、8ページをめくっていただきまして、採用が3人、退職が6人、職がえが1人ということで、人事の異動はそのような状況でございます。

平成30年度末の職員の配置状況を見ていただきますと、1番目のわくわく体験館が5人、学校給食センターが50人、久々利保育園が3人、めぐみ保育園が4人、土田保育園が3人、兼山保育園が2人ということで、計67人の職員でもって事業を実施してまいりました。ほぼこの人数で現在の業務量であれば、適正に実施できるということでございます。

9ページの附属明細書については、特にございません。

続きまして、決算状況について説明申し上げますので、決算書の3ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

ちょっと小さくて見にくいかもしれませんが、基本的に正味財産の増減ということで、それを示した書類ということになります。非常に見にくいわけですが、一番上の段に科目がございまして、その名称が書いてあります。一番左が文化芸術及びレクリエーションの振興事業、そして2つ目がわくわく体験館施設管理・貸し館事業、3つ目が学校給食センター給食調理事業、4つ目が保育園給食調理事業、そして小計の横に法人会計ということで、区分的にはこういった区分で決算書をつくっておりますけれども、まず一番左の文化芸術レクリエーション振興事業、そして2つ目のわくわく体験館の施設管理・貸し館事業、これにつきましてはわくわく体験館で行っております事業を2つに分けているわけですが、これは1つとして考えていただければいいかと思っております。

それから、3つ目の学校給食センターの給食調理と4つ目の保育園の給食調理と、そしてあとは法人というふうに見ていただければよろしいかと思っております。

一番上から一般正味財産増減の部でございます。経常収益でございますが、まず一番最初、左のところに経常収益の計というところが上から10段ぐらい下のところにあるかと思っておりますが、まず文化芸術及びレクリエーション振興事業については3,700万円ぐらい、そしてわくわく体験館の施設管理につきましては2,700万円ぐらい、学校給食センターについては2億4,400万円ぐらい、そして保育園が4,200万円ぐらい、法人が2,500万円ぐらい、合計が3億7,738万225円ということで、おおよそ公社の財政規模といたしましては3億7,700万円ぐらいの事業を行っているということになっております。その中で、今は経常収益の計は

申し上げましたが、ずっと下に来ていただきますと、経常費用の計というところがあります。経常費用につきましては、今説明申し上げた収入に対して支出ということですが、こちらに順番に記載してございまして、経常費用の計から下に4つ目のところに当期経常増減額という欄がございまして、この欄を見ていただきますと、一番左の文化芸術及びレクリエーションにつきましては491万9,052円のマイナス、その右のわくわく体験館の施設管理・貸し館につきましては493万7,956円のプラスということで、これは先ほど申し上げたように、両方わくわく体験館の中で実施している事業でございまして、差し引きするとこの2つで1万8,904円のプラスということでございまして、次に、学校給食センターにつきましては2万3,354円のプラス、それから保育園給食調理業務につきましては1万5,562円のプラスと、法人につきましては6万2,102円のプラス、合計11万9,922円のプラスということでございました。

その下を見ていただきますと、経常外費用の記載がございまして、当期経常外増減額ということで合計欄を見ていただきますと4万3,639円のマイナスということでございまして、これにつきましては軽自動車とプリンターを廃棄処分したことによります減ということでございまして、最終7万6,283円のプラス、剰余金というか、それが出ましたよということでございまして、その下に一般正味財産の期首残高623万153円というのがございまして、それに今の7万6,283円を足して630万6,436円というのが一般正味財産の期末残高ということでございます。

その下には指定正味財産が1,500万円ということが記載してありまして、これは出資金なんですけど、これを足しまして合計2,130万6,436円というものが財産としてあるというのがこの表でございまして。

今の説明の内容が1ページ、2ページに少し書き方を変えて記載してございまして、説明は今申し上げたとおりということになっております。

続きまして、4ページ、5ページで貸借対照表と財産目録が書いてございまして、貸借対照表につきましては平成31年3月31日現在の財産や権利の所有状況を示したものでございまして。

4ページの左側に当年度ということがございまして、当年度につきましては一番最初の資産の部、こちらにつきましては現金預金、未収金、立替金ということで3,352万4,939円、それから先ほど申し上げた固定資産の基本財産につきましては1,500万円、それから特定資産といたしまして、軽自動車と拡大プリンターがありまして85万7,339円、それからその他の固定資産といたしまして車とか什器がございまして、合計して6万1,561円、全部合計して資産の合計といたしましては4,944万3,839円ということでございまして。

それから、負債の部でいきますと、流動負債が2,813万7,403円ということでございまして、この内容につきましては右の財産目録の下段のところに流動負債の明細が書いてございまして、この明細のとおり2,800万円ぐらいの負債がございまして、それを全部足していきますと正味財産の合計として、下から2段目になりますけど、2,130万6,436円とい

うことで、現在の財産状況がこのようになっております。

公社の財務状況ということにつきましては、特に当振興公社は一般財団法人でございまして、大きな収益を上げるということを企業目的としておりませんので、そんなに財産的なものがあるというわけではございませんけれども、過去からの蓄積において1,500万円の出資金が大もとでありまして、プラス600万円強の剰余金というのが積み立ててきているというのが公社の財産の状況ということになっております。

続きまして6ページがあって、7ページは監査報告書でございますけれども、監事が1人しか記載してございませんが、1人4月にお亡くなりになられましたので、1人の方で監査を実施したということでございます。

全体的に申し上げまして平成30年度につきましては、特に受託業務の中について大きな事故があるとかそういうこともなく、順調に3つの業務を遂行いたしましたし、財務上もマイナスということはありません。若干のプラスということで終わっておりますので、財務上も業務上も平成30年度については順調に執行できたということでございます。

以上、簡単でございますけれども、報告を終わらせていただきます。

○委員長（大平伸二君） 御説明ありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。

質疑のある方、挙手を。

○副委員長（勝野正規君） 資料の4ページ、出前講座の部分というのは要望に沿って出向くと思うんですけども、そういうことに対して呼んだほうの人から報酬とか謝礼ということは発生するんですか。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（吉田隆司君） 企画する側が参加費を取りますので、これは公社と相談して、この講座については幾らにしましょうということを相談した上で、参加者のほうからは参加料というのを取っています。それが公社のほうに来るといような流れになっています。

○副委員長（勝野正規君） 次、8ページで職員の配置状況のところ、計欄で(1)というのは育休中と書いてあるでわかるんですけども、この人が復帰した場合は、パートか何かを雇っていて、その人が自動的にやめるということになるんですかね。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（吉田隆司君） おっしゃられるとおりで、育休につきましては育休をとられた人のかわりの代替職員をパート職員、あるいは嘱託職員で補充しておりますので、その方が復帰した場合にはパート、あるいは嘱託の方が期間限定職員なのでやめになるということでございますが、実態を申し上げますと、この2人については育休をとって復帰せずして今年度でやめるという状態でございますが、現在令和元年度も実はまだ育休をとっていらっしゃる方でしたが、途中で退職になってしまったので、この辺はパートの職員でそのままやっているというのが実態でございます。理論的には代替で入ってもらっていますので、復帰したらやめてもらうということになります。

○副委員長（勝野正規君） 今度財産のほうなんですけれども、軽車両だと思えますけど 72

万 4,499 円で売却したんで、財産目録のほうで差額は 1 円あるんですけども、何で 1 円だけ残す必要が、どういう根拠があるのかなと、ただの疑問です。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（吉田隆司君） これは帳簿上実態があるもので、1 円というので残すというものでございます。

○副委員長（勝野正規君） 実態があるというって、車両はもう売却したでなくなっちゃったんでしょう。でも、実態があるという解釈になるわけですか。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（吉田隆司君） 1 円残してありますが、最終的に 3 ページのところに記載してありますように、1 円なくしてあると。当該経常外増減額の学校給食センターのところにマイナス 1 というのがありますけれども、これをなくしているということでございます。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑。

○委員（板津博之君） 御報告ありがとうございます。

わくわく体験館等は本当に皆さん市内外から利用されておるということで、新たに出前講座につきましても 4 カ所ふえたということで、恐らくは坂祝町とか七宗町とかいったところだと思いますけれども、これは質問ではありませんが、大変よくやっけていただいているなということで評価をしたいと思います。

質問なんですけど、ちょっと公社のほうにお聞きするのは心苦しいところもあるんですけど、7 ページの組織の運営の中で平成 30 年、平成 31 年にかけて自己都合でやめられている方が給食センターの職員で 4 名お見えになられるというところで、これは恐らくは給食センターの P F I が終了して、ちょっと働いてみえる方の中でさまざまな不安な要因があつてのことかなかなと思ってしまうんですけど、こういった退職される方については公社としてどのようにフォローアップされているのかなということをお聞きしたいんですけど、中身がもし話しにくいことであれば結構なんですけれども、こういった状況に対して今公社としてはどのように捉えられておるのかなということをお聞きしたいんですけど。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（吉田隆司君） やめる理由はいろいろありまして、公社の先行きと言ったらあれですけど、今、来年度に向けてどうなるかというところが最終段階に来ておりますけれども、そういったふうでやめたわけではない。この退職というのは、まさに自己都合において職場の中での人間関係とか、そういった形でやめられていらっしゃるので、それと先行きのことは確かに平成 30 年 12 月に先の話をして、ちょっとこういうふうになるかもしれませんということをお話しして、それを不満に感じられてやめられたのかもしれないけれども、その時点で公社が先行きどうなるかというのは全然決まっていなくてございまして、来年度からも公社で仕事ができるかもしれないし、ひょっとしたら違う会社に移ってしまうかもしれませんよというような話はさせていただきましたけれども、私どもとしては何にも決まっていなくて社員に対してこうですよああですよということは全然言えなかったもんですから、実情を話した上での結果というのがこういう状況でございます。

公社としましては、現在おる職員については会社としてしっかり守っていくというのは基本スタンスでやっておりますので、そこについてはしっかり職員のほうにも説明してやっています。ただ、現状、本当に不安な状況で皆さんいらっしゃるので、それはそれとして結果を踏まえて、どうなるにしても公社として責任を持って従業員の先行きについては考えていきたいというスタンスでおります。以上でございます。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑ございますか。

○委員（山根一男君） まず、ガラス工芸のことですけど、非常にすばらしいといいますが、わかる範囲で、もしこういうことができる施設が東海地方にほかにもあるのかどうか。どうでしょうか、まずそこら辺。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（吉田隆司君） 近隣では多治見市とか瀬戸市にもあるようですけれど、民設のような感じでございます。

ちなみに料金が各施設で違うというのがございまして、体験をする。可児市のこの施設は非常に安い料金で実施しているというのが実態でございます。

○委員（山根一男君） わかりました。何が言いたいかというと、私も群馬県のほうでしたことがあります。民設ですごく高かった覚えがあるので、これはもっともっと宣伝してもらい、いろいろと見るというんなメディアでしているようには見えますけれども、ユーチューブ等SNSを活用してどんどんされているか、いかれる方針だと今聞きましたけど、そういうことですか。ユーチューブとは具体的におっしゃってなかったかもしれませんけど。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（吉田隆司君） 基本的に公共施設でございまして、一部事務組合の可茂衛生施設利用組合がつくられた施設です。管内の10市町村、こちらの人たちをまず最優先に利用していただくべき公共施設であるというところは私どもも基本に思っております、ですので一番管内の人たちに広報する手段としては広報紙、先ほど言いました可茂衛生施設利用組合がつくっている機関紙が年2回全戸配付されますし、その機関紙であり、各市町村が出す広報紙にも載せていただいて、こういった施設があって、こういったイベントをしていますよというところをまずは管内で広報して利用していただきたいというものでございます。

それでも施設の有効利用ができない場合に全国に発信して、こういった施設がありますので利用してくださいねというふうでやっていくわけですけども、昨年度はネットを使ってそういった紹介もしましたが、この辺はどこまで全国の人たちに使ってもらうべき施設なのか。地域がまず使っていただくべきものなのかというところを十分認識しつつ、まずは地元の人たち、こういった人たちによくよく利用していただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員（山根一男君） そういうスタンスとよく理解できました。ありがとうございます。

もう一つ提案というか質問ですけど、石塚硝子が発祥の地というか関係していると思うんですけども、例えばその冠をつけたコーナーがあるとか、そういう接点が今まであったかなかったか。あるいはこれから可児市とこういうことがあると私は思っているんですけど

ども、その辺は強調したり、あるいは連携したりスポンサーになってもらったりとか、そういうお考えとか動きはないですか。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（吉田隆司君） 石塚硝子につきましては、ここに一番最初にあります土田のびいどろ再現講座というのがございますけれども、これが江戸時代に石塚岩三郎さんがここでガラスを始めたよという、そういった歴史に基づいて、それを具体的に実際に再現できるような形で、今、土田のびいどろ再現講座というのを実施しております、これをやるに当たっては石塚硝子と相談というか、いろいろな資料を石塚硝子が持っているということ、相談をかけつつ、こういったびいどろ講座を再現したというのが一つ関係ございますし、石塚硝子としても可児市が発祥の地だということをよく御認識をされていて、今は社員教育みたいな形で石塚硝子がこちらのガラス工房に来てやっていたらということもありますけれども、この辺については何らかの関係を持ちつつ事業としてはやっているというのが実態でございます。

今後、さらに石塚硝子と色々な取り組みができるのかどうかというのは、まだ検討はする余地があるのかなというのはありますけれども、現時点ではそういった関係を持ちつつ事業をやっているということでございます。

○委員（山根一男君） いったんお風呂が使えなかった時期があると思うんですけど、今は大丈夫なんですか。あと、今後についてはいかがでしょうか。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（吉田隆司君） 平成 30 年度については、特に問題もなくできております。

ただ、これは施設全体に言えることなんですけれども、施設そのものが 20 年、今 21 年目なので、いろんなところで老朽化による修繕とか、そういうのが発生してくる可能性はありますので、所有としては一部事務組合の所有物ですので、可茂衛生施設利用組合と相談しつつ、施設が円滑に動くようにということは行っていきたい。ただ、可能性としては壊れる可能性というのは非常に高くなっているというような状態ではございます。以上でございます。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑はございますか。

○委員（山田喜弘君） 今、局長のほうから地元優先で御利用いただきたいという話でしたけれども、収支状況はぎりぎり黒という話なので、例えば黒字だから地元優先ということも言えるかもしれないんですけども、そうじゃない場合ってやっぱり利用料をふやさないかんというようなことになってくると、その辺の兼ね合いというのはどういうふうに関後考えていくんですか。お考えは何かありますか。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（吉田隆司君） 財務状況はよくよく精査というか見る必要があるんですけども、結果としてはぎりぎりプラスというのは、公社としては基本的に先ほど申し上げましたように企業目的として利益を上げることが目的ではないので、余り剰余金を持つ必要がないであろうということの中で、現時点では年度末に変更契約を行うことによって、言い方はちょっと横着かもしれませんが、精算のような形で若干のプラスを出すような、そういったことなんです。それは給食センターと保育園のほうなんで

すけれども、わくわく体験館のほうにつきましては、経営上の問題として、問題は人件費なんです。人件費がどこで見ると。今、公社の職員5人おりますけれども、その5人の職員をどこで経理するかという、そういった財務上の問題になってくるので、今はプラスで終わらせているんですけど、そういった中にあるというのが財務上のやり方でこういうふうになっているというのが一つと、確かにガラス工芸だけを見ると若干マイナス傾向というのはあるので、この辺については広く利用していただくということも考えていく必要があります。

管内の10市町村で言いますと、これで施設ができて20年たっちゃっているんで、マンネリ化というか、なかなか何度も何度も経験するかということそうではない。顧客として定着化している人は見えるんですけども、新たにそういった経験をしてもらう人を発掘する必要があるんで、その点を考慮して広報していくわけですけども、先ほどおっしゃられたように、管内の10市町村で大丈夫かと、財政上。それはやっぱりうちのほうとしても考えているので、去年はネットを使ったりして新たな顧客をつくっていくという努力をしているんですけども、この辺はやっぱりそういった考えを持って今後やっていくということは必要であるということは私としても思っていますんで、先ほどの山根委員がおっしゃられたような新たなユーチューブを使ってとか、そういったことも考えていく必要はあるというふうには認識しております。以上でございます。

○委員（山田喜弘君） そうすると、その対象というのは例えば外国人とか、来年大河ドラマ関係とかありますけれども、ネットを使うといたら日本全国、世界全国発信できるという話になってきますけど、そこまでは考えていますか。別にそこまで今すぐ考えているわけではない。前もネットをとりあえずやってみるという話でしたけれども、せっかく旅行会社へ発信しているのという思いがあるんですけど、どうですか、外国人向けみたいな話。インバウンドに対して。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（吉田隆司君） どこまでやっていくかというのは、いろいろ考えどころですけど、外国人の方は今でもゼロではない、来てみえるは来てみえるんですけど、この辺は非常に難しいところがあって、どこまでやっていくんやというところで、余りふえ過ぎても受け入れの施設として限度があるもんですから、例えば吹きガラスなんかやろうとしても当日の人数が1時間半とか何かで6人ぐらいとか非常に少ないんです、吹きガラスなんかは。多く入れようとする、例えばトンボ玉とかそういったところにいくと人数はふやしていくことができるのかもしれませんが、よくよく施設の規模と内容を考えてやらないと、講師の人数も限られているもんですから、そんなに目いっぱい入れられるわけでもない。非常に特殊な施設なんで、ガラスの体験というのは。そういった中で動いていかないといけないので、去年はそういったネットの一つ、じゃらんnetという言葉を出しちゃいましたけど、そういったので旅行会社のほうにも出してやりましたけど、20件ぐらいの実績が出たということございまして、ちょっと様子を見つつになるんですけど、その辺は受け入れとどうなんだろうというところをよくよく検証しつつ実施していきたいということでございます。

○委員（板津博之君） 出前講座の話にまた戻っちゃいますけれども、さっき私が言った坂祝町、七宗町、それから御嶽宿のわいわい館、あと e-k a m o n まるごと環境フェア、これも多分市外だと思われませんが、こういったものは一部事務組合の中で広報されていて、問い合わせが来て、来てくださいと依頼があるのか、積極的にこっちからどうですかというような声かけをしてこういったイベントに出前講座をやっているのかというのを教えていただけますか。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（吉田隆司君） 基本的には各市町村に回りますして、わくわく体験館のガラス工芸でこういうのがありますよというのを各 10 市町村に回って紹介はしてきました。その中でこういうのに使えないかとか、そういうことを相手のほうで考えていただいて、うちのほうと調整して実施していくというのが実態でございます。記載しているのはほぼ例年やっている団体がここに書いてあって、ふえたのは姫治の地区センターの行事とか、そういったところがちょっとふえているということで、市内の地区センター事業、そういったものも利用がふえてきたという要因でありますけれども、各市町村にそういった紹介をしつつ打ち合わせをしてやっていくというのが実態でございます。以上でございます。

○委員長（大平伸二君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

私から 1 ついいですか。

宿泊施設のほうの話なんですけど、平成 29 年度から平成 30 年度を比べますと、それから体育館、浴室等ともマイナスになっているんですね。その割に平成 30 年度からことしにかけてのなかなか予約ができないということをよく耳にするんですが、その辺ってどうなんですかね。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（吉田隆司君） これは予約の時期が殺到するんです。休日、ゴールデンウィークとかちょうど子供の夏休み、そういったところに集中してきて、一応 3 カ月前から予約ができるんですけど、その月の最初の日にはぼんと人が並んだりしてとれへんということもありましたけど、そういう利用者側の使う日、土・日が絡んだりするんですよ、ほぼ。平日は結構あいているんですけど、その土・日が絡んでくると結構かち合う。それでとれないという事象が出てきているのかなというふうには思っております。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので質疑を終わらせていただきます。

参考人の方と関係部課長は御退席いただいて結構でございます。本当にありがとうございました。

ここで議事の都合により、暫時休憩します。

○委員長（大平伸二君） それでは、会議を再開します。

報告事項 1. H30 年度「重点方針（4つの柱）を支える市政運営」進捗状況報告についてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○財政課長（渡辺勝彦君） お手元の資料の資料ナンバー 3 をごらんください。

平成 30 年度「重点方針（4つの柱）を支える市政運営」の進捗状況報告になります。

こちらは総合計画の後期基本計画が始まった平成 28 年度から報告をさせていただいておりまして、今回で 3 回目になります。昨年も 9 月議会の総務企画委員会で報告をさせていただいたところです。

1 枚めくっていただきまして、左側中ほどに重点方針（4つの柱）を支える市政運営の概念図というのがあります。こちらが総合計画で掲げる実現化する姿、住みごこち一番・可児ということで、これを実現するために重点方針の 4 つの柱がございまして、こちらにつきましては重点事業点検報告書で事業の進捗管理を行っておるところになります。これを支える市政運営というところで基本方針として 3 つほど掲げて、これを具体的には平成 30 年度に各課でどのような取り組みを行ったかをこの 3 つの基本方針、それからその下のそれぞれの推進項目ごとに分類しまとめたのがこの帳票になります。

1 ページ目をごらんください。

一番上ですが、基本方針 1. 市民力を活かした市民中心のまちづくり推進と行政の信頼性の向上ということで、この四角の枠の中は総合計画記載の内容になります。

こちらについては、推進項目は 3 つになります。

まず推進項目の①として、市民と対話・情報共有の推進ということで 9 つ事業がここに掲げております。

こちらの見方ですが、まず一番左に実施事業等ということで、市民参画と協働のまちづくりということで実際の実施内容、それから前年度の課題等への対応としてその右側にありまして、市民参画と協働のまちづくり条例で活動を行っている桜ヶ丘ハイツのまちづくり協議会と今後のまちづくり活動のあり方等について意見交換を行ったと。その右側へ行っていただきまして、成果、課題、今後の取り組みのポイントということで、協働のまちづくり条例にとらわれない形での推進についても協議する必要があります。現在はまちづくり協議会は 1 団体であり、その活動のあり方について学識経験者や桜ヶ丘まちづくり協議会と今後も意見交換を行っていく必要があるということで、担当課は地域振興課ということで整理しております。

またもう一つ、まちづくり活動助成事業ということで、こちらについては 7 団体 7 事業に対して助成をします。3 月に活動報告会を行っております。ここの欄の一番下ですが、申請

書類等の見直しを進めるため、参加団体、審査員からヒアリングを行いました。これはその前の年の課題として申請書類等の見直しというのを掲げておりました、その右の欄を見ていただきますと、今回申請書類をシンプルにわかりやすい内容にすることで、新たな団体の参加を促すとともに、まちづくり活動に対するハードルを低くするよう取り組みますというような形でまとめております。

このような形で全体の構成になっておりました、2ページ目、3ページ目、ずっとこの項目が続いておりました、4ページ目に行きますと推進項目の②ということで、公共施設利用の利便性向上として2事業。それから、その下、推進項目の③として、職員の意識改革と人材育成ということで4事業。

それから6ページ目へ行っていただきまして、こちらからが基本方針の2ということで、効果的・効率的な事務事業の推進と組織体制による行政運営ということで、推進項目はこちらは4つになります。推進項目①としては戦略的な広報の推進ということで、事業としては1事業。ページをめくっていただきまして、8ページ目が推進項目の②ということで、PDCAサイクルによる重点事業の推進ということで1事業。推進項目③として、事務事業の改革・改善の推進として1事業。それから、推進項目④として、機能的な組織体制の確立ということで5事業を掲げております。

10ページ目へ行っていただきまして、基本方針3. 自律的で持続可能な財政運営の推進ということで、こちらでは推進項目としては全部で4つほど上げておりました、推進項目①としては健全で計画的な財政運営ということで3事業。それから、隣のページの推進項目②で自主財源の確保ということで3事業。12ページに行ってくださいまして、推進項目③として公共施設等マネジメント基本方針に基づく公共施設管理の適正化ということで2事業。最後になりますが、推進項目④として民間活力の導入ということで3事業を掲げさせていただいております。

以上のようにまとめさせていただいております、今後もこういった形で毎年進捗管理を進めていきたいと考えております。

また、新しい市政経営計画の過程で総合計画の母体も見直しがされますので、この4つの重点方針を支える市政運営についても改めて検討していきたいと思っております。

また、この資料はこの後、他の議員にも配付させていただいて、その後ホームページ等で公表していきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

この件に関して質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、報告事項2. 可児市総合戦略の効果検証結果及び可児市総合戦略の見直しについてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（肥田光久君） 私からは資料の4-1から4-3を使って説明をさせていただきます。

まず初めに、平成30年度の検証結果についてでございます。

資料の4-3をごらんいただきたいと思います。

こちらに検証結果をまとめております。検証結果につきましては、この表紙にありますように、4つの基本目標ごとに総括シートと効果検証シートで構成をしております。

それでは、1ページをお願いいたします。

ここの1の効果検証の流れに示しますように検証を進めてまいりまして、7月に外部有識者で構成しますまち・ひと・しごと創生推進会議にこの結果を示しまして、取りまとめをしてきたものでございます。目標の達成度につきましては、このページ、3番の達成度についてのところにあります算定式によって計算をしております、2にありますようにSからCまでの4つの区分で評価をしております。

それでは、3ページをお願いいたします。

こちらは基本目標の1の総括シートになります。元気というキーワードで取りまとめたものになっております。これは4ページから7ページに記載をしております基本目標の実現を目指して実施したさまざまな取り組みをまとめ、整理したものになります。この基本目標ごとにこの総括シートでは、一番上から数値目標、真ん中には主な取り組み状況、下段には取り組みの結果を受けた課題等を記載。課題を受けて次年度で取り組む内容として、新規・改善事項という形で整理をしております。

例えばこの基本目標1では、1年間の取り組みを受けて、課題等のところでございますけれども、課題として企業イベントへの高校生の参加ですとか、地元企業との出会いの場の創出を行ってきましてけれども、それが実際に高校生の就職率の増加につながっているかというのは改めて検証が必要ではないかという課題を認識しておりまして、その課題を受けまして、下段、新規・改善の欄でございますが次年度での取り組みといたしまして、参加企業や高校生の意見を反映させて、内容をより充実させていくとともに、さらには当該事業と就職率増加のつながりについて検証していくというふうにまとめております。

同じように課題の2つ目でございますが、可児市の自慢できる地域資源があるとした人の中で、特産品の割合が低いという結果を受けまして、これは改善のほうですけれども、全国山城サミットや大河ドラマ関連イベントで積極的にPRして、特産品等の認知度向上を図り、地域産業の活力づくりにつなげるというふうにまとめております。

課題の3つ目では、外国籍市民の就職割合が減少しておるということを受けまして、外国籍生徒の高校進学後の就労につながる支援として、地元企業についての情報提供ですとか、ロールモデルの提供をして地域人材として育成をし、キャリア支援事業を実施していきたいというような取り組みを行っていくというふうに整理をしております。

9ページをごらんいただきたいと思います。

こちらでは基本目標の2、こちらは魅力をキーワードとしてまとめております。同じよう

に取り組みを受けまして、次年度に向けた課題、新規・改善という形で整理をしてございます。

あと、15 ページのほうで基本目標 3 の総括、こちらは希望というキーワードで整理しております。

それから、23 ページでは基本目標 4 の総括シートになります。安心というキーワードでまとめておりまして、それぞれに取り組みを受けた課題、それから課題を受けて新規・改善、取り組み内容について記述しております。

この効果検証結果につきましては、先ほど申し上げました外部有識者によります創設推進会議で説明をして、特に課題はないということで、引き続き P D C A サイクルによる取り組みをしっかりと進めてほしいという御意見を頂戴いたしまして、今後も引き続き進めさせていただきたいというふうに考えております。

次に、総合戦略の見直しについて、資料の 4-1、4-2 で御説明をさせていただきます。まず、4-2 のほうをごらんください。

可児市総合戦略の見直しについてとさせていただきます。

1 つ目として、可児市総合戦略についてでございます。これは国の総合戦略が改定をされたことを受けまして、市の総合戦略につきましても関連部分を見直したものでございます。ここにかぎ括弧でございますけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略がその後に 2018 改訂版平成 30 年 12 月と、国の見直しの年度を改めて追加したということになっております。

それから、4-2 の 3 番ですね。具体的な施策のところでございますけれども、具体的な施策についても内容を追加しております。これについては資料 4-1 をごらんいただきたいと思います。可児市総合戦略令和元年改訂案でございますが、これの 12 ページをごらんください。

基本目標の 2. (2) 定住・移住の促進、それから②で定住・移住を促進するために住みよさを P R しますのところへの内容の追加になります。具体的に追加をした部分は、ここで下線を付した部分でございますけれども、こちらを追加しております。この理由につきましては、地方創生推進交付金におきまして、地方から東京圏への転出超過による人手不足感がある中、東京圏から地方へ戻って起業したり新たに就業したりするなど、新規就業者の掘り起こしに対して十分な支援ができていないという認識がございました。そういったことから、移住に伴う経済的負担の軽減ですとか、移住希望者と地方の中小企業者とのマッチングの支援、そういった取り組みに対しても支援ができるよう、新たに移住企業就業タイプというのが創設をされました。この交付金事業は、都道府県の事業として申請をされるものですが、県内の市町村との広域連携事業として移住支援の事業申請となることから、この事業に関する内容について市の総合戦略への位置づけが必要ということから、見直して追記をするというものになります。

資料 4-2 の裏面、2 ページをごらんいただきますと、今、下線で追加した部分を御説明しましたけれども、網かけで表示をしておりますのでよりわかりやすいかと思いますが、関

連する内容をこのように追記をしたものでございます。

そのほかの見直し事項といたしましては、組織再編に伴う部課の名称変更に伴って、担当部課名の見直しをしております。

なお、この可児市総合戦略につきましては、今年度が最終年度となっております。国におきましても、次期の総合戦略に向けました基本方針が閣議決定をされまして、既に次期の総合戦略策定に向けて動いております。国からは市町村も切れ目のない総合戦略への取り組みというのを求められまして、我々としては今回の総合戦略の5年間の取り組みを踏まえまして、次期総合戦略の策定につなげて、より効果のあるものにしていきたいというふうに考えております。

説明については以上でございます。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

この件に関して執行部に質問はございますか。

○副委員長（勝野正規君） 4-2の一番最後の、これも議員に配られるんですよね。その他該当する主な担当欄の「欄」の字を直して出されたほうがいいかなと。

○委員長（大平伸二君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了にいたします。

続きまして、報告事項3. 岐阜医療科学大学薬学部設置認可についてを議題にします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（肥田光久君） それでは、資料ナンバーの5のほう、資料をごらんいただきたいと思います。

こちらは文部科学省のホームページからダウンロードしたものの一部を抜粋したものでございますが、岐阜医療科学大学が薬学部設置について文部科学省に申請をしておりましたものが、設置の是非について審議をする審議会のほうからの答申の結果をここに示しております。設置を可とするものとして、令和2年度開設予定学部等一覧という表の一部でございます。この表の上から4番目、大学名欄を見ていただきますと、左から2番目ですが、岐阜医療科学大学としてございまして、その横、薬学部薬学科、定員100名ということで、設置を可とする答申が8月30日付で出されたというものでございます。

それに伴って、附帯事項が2つ記載がございます。2つ目の附帯事項につきましては、市の補助金がありますので速やかに報告しなさいということですが、1つ目でございますけれども、専任教員のことについて触れておりますけれども、これにつきましては、いわゆる薬学部が開設されて初めての卒業生が出る6年後までの間に定年を迎える教員が比較的多いと。これは専任教員が34名中10名ということで、割合にしたら29%なんですけれども、そういったことからそこら辺についてしっかりと定年を迎えられた教員の補充とか、学習内容をしっかりと引き継いでいく、適切に引き継いでいくこと、それから新たに補充していくことについてちゃんと運営してくださいという指摘でございます。これにつきましては、

先ほど割合が 29%と申しあげましたけれども、これは比較的 3 割を超えてなくて、特別高い数値ではございません。それから、今回 9 校設置を可とする大学が答申を受けたんですけれども、9 校中 6 校について同じ指摘がされております。これはやはりどうしても新しい学部を開設しようとするすと、よその学部で教鞭をとってきたベテランの教員を配置するということになるものですから、どうしてもベテラン教員がふえるということで、どうしても年齢が高くなるという傾向はあるんですけれども、基本的には対応していけるということで文部科学省のほうもそれは可としております。先ほど 9 校中 6 校と申しあげましたけれども、基本的には文科省としてはいわゆる一般論として、形式論として附帯事項としてつけたという部分もございまして、特段心配する部分はないというふうに認識をしております。

今後でございますが、8 月 30 日に答申を受けまして、文部科学大臣から正式な設置認可書が中旬には届くということになっておりまして、その認可書が届いた時点で正式な認可ということになるかというふうに考えております。

それから、補助金交付のほうですけれども、現在、大学のほうは備品購入等をる進めておりまして、今月の下旬には実績報告書の提出があるというふうに予定をされておりまして、その後、我々としては実地検査、書類検査を行いまして、適正と認められればその後補助金の交付になっていくというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

この件に関して、執行部への質問はございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで 1 時 10 分まで休憩とします。以降の議事は委員のみで協議しますので、執行部の方は退席いただいて結構です。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

休憩 午後 0 時 03 分

再開 午後 1 時 08 分

○委員長（大平伸二君） それでは、休憩前に続きまして会議を再開します。

協議事項 1. 今期委員会の調査研究課題についてを課題とします。

改選前の総務企画委員会から引き継ぎ事項を踏まえ、決算審査、一般質問等を含め、今期総務企画委員会で重点的に取り組むべき課題や調査、検討をしていくべき課題など、御意見がありましたら伺いたいと思います。

なお、委員会の活動スキームを配付させていただきました。説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「お願いします」の声あり〕

スキームの説明をさせていただきます。

お手元に資料を配付させていただいておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、説明させていただきます。

2019年から2020年度の総務企画委員会活動スキームという方針を述べさせていただきます。委員会所管の課題解決に向け、調査、研究や関係団体との懇談会等を行い、委員個々の見識と認識を深め、十分な委員会討議によって執行部へ提言していく方針です。

2. 課題、前委員会からの引き継ぎ事項2課題と新たな1課題を重点事項とする。

1. 全国山城サミット、明智光秀に関係が深い地としての大河ドラマ「麒麟がくる」で取り上げられるのを契機に、積極的な観光振興、持続できる観光と効果的な情報発信が行われているかを検証するとともに、市民の誇りづくりにつながる結果になるよう注視していく。

2. 防災への取り組みについて、前期委員会より引き続き調査、研究を継続する。特に災害情報の伝達方法について、市民の声を聴取し、専門家との勉強会や先進地視察等で、より多くの市民に情報伝達ができる方策を調査、研究し、提案や進捗状況の把握に努める。

3. 安心・安全なまちづくりの取り組みについて、特にまちの見守りについて、市民の声を聴取し、先進地視察、懇談会、専門家による勉強会等で、より効果的なまちの見守り体制ができるように方策の提案、進捗状況等の把握に努める。

4はその他、議会活動を通じて市民の福祉向上のために迅速かつ慎重な対応が必要と判断される案件なども、所管事務調査に加える。

それで、3番目です。活動内容について報告させていただきます。

視察、懇談会、勉強会などでより見識を深める。関係部署へ速やかな報告、説明の要請をする。議員間討議を十分行い、執行部へ提言につなげる。

4. スケジュールです。前期と後期に分けました。

前期、観光関連、全国山城サミット、大河ドラマ関連に取り組む。次、議会報告会等で市民意見聴取をする。3. 防災（情報伝達）、防犯（まちの見守り）関連の先進地視察。

後期についてです。議会報告会等で市民意見聴取。次期への引き継ぎに向け、活動及び課題の整理をしていく。これは7月で行っていききたいと思います。

その他の部分で、市民に身近な課題を所管している委員会のため、年間を通じてさまざまな案件が出てくるとおられます。その際、検討課題には随時、専門家の研修、勉強会、懇談会、視察等で対応していくということでスキームをつくりました。

今述べさせていただいた活動スキームについて、取り組むべき課題などについて御質問、御意見などはございませんか。

○委員（山根一男君） 特に1課題を加えられたと思うんですけども、安全・安心、特にまちの見守りについて強調されていますけど、そこは多分委員長の思いが大分入っているかと思えますので、もう少し具体的にこういうことだということ所で説明してもらえるとありがたいですけど。入れることは全く同感だと思います、まちの安全。

○委員長（大平伸二君） 見守りについてなんですけれども、市民の方々でという見守り体制をつくっていくというのが基本方針で、今見守りで防犯カメラの話が出ていますが、防犯カメラに頼ることなく見守り体制をどうやってつくっていくかという話を進めていることでご

ざいまして、私のほうも。執行部のほうも防犯カメラに頼るのではなく、まちの見守りをつくっていかうという動きでございますので、こういう表現の仕方にさせていただきました。

それと防犯カメラというものについてのお話なんですけど、防犯カメラといいますと、この前もちょっと防災安全課とそれから総務部とお話ししましたときに、行政が取り組むことになるかと防犯カメラじゃなくて監視カメラだろうと位置づけられるだとか、防犯カメラとなると防犯安全、警察の所管でしょうという話になりますが、それも含めてまちの見守り体制を構築していきたいという、研究していきたいという意味合いでございます。以上です。

○委員（山根一男君） やっぱり漠然としていると思うんですね。私も一般質問したことがありまして、いろんな仕組みは既にありますし、多岐にわたっているし、警察関連のものもいっぱいあるし、そんな中で私が提案したのはセーフティーシティというISOみたいなものがあるんですよ。日本の何十という都市が、世界基準ですから、そういうのを目指してはどうかと言いましたけど、やはり唐突感があって全く相手になりませんでしたけれども、でも日本の中で幾つかそういったことを目標にしながらまちの安全をやっていく。その精神をもし入れるなら、いろんな仕組みがあるけど、それがなかなか連動していない、あるいは各自治会単位でもやっていますし、小学校単位でもやっていますし、もちろん皆さんボランティアでいっぱいやっているんですけど、その連動性がなかなかなかったり、つながりがなかったり、それによって大きなそれを取り決めていくような数字をとらわれてなかったりする、そういったところに課題があるのかなと思ったんですけども、まちの見守りは今でもやっているということなんですけれども、それに一歩進めるという意味なんではなかね。この辺が到達目標といいますか、何を目標にこの課題を入れるかというところをもう少し。

○議会事務局長（伊左次敏宏君） ちょっとお話の途中で恐縮ですが、きょう実は岐阜大学の学生さんが4人見えていまして、それは議会改革についての勉強をしたいということらしくて、今、議長や川上議員が対応されていたんですけど、ちょっと会議の様子を見たいという傍聴の希望があるので、よろしければちょっとお諮りいただいて見ていただいたらと思うんですけども。

○委員長（大平伸二君） 今、事務局長から傍聴の希望者があるということで、入っていただいて傍聴していただいても、皆さん意見をお聞きしたいんですけど、結構ですか。

〔「異議なし」の声あり〕

よろしいですか。ちょっと暫時休憩します。

休憩 午後1時18分

再開 午後1時19分

○委員長（大平伸二君） 休憩を解きます。

引き続き会議に入ります。

今の山根委員が言われたように、これから一歩進めるための課題として出させていただきました、私のほう。今言われたさまざまな活動もされてみえるんですが、これからもう一つ

踏まえて一歩進んだ取り組みがどういうふうに行けるかということで提起をさせていただいております。以上です。

○副委員長（勝野正規君） 課題の1番がかいつまんで言えば観光振興のこと、2番が行政無線にかかわること、3番が今言われた安心なまちということは防犯カメラ、監視カメラも含めた見守りということなんで、文章の長い短いとは別として、その3点が絞ってあれば、昨年の引き継ぎ事項についても2点重複している部分、継続しておるんで、このように取り組んでいけばいいのかなと。だから、今、山根委員が言われたような、ちょっと難しいセーフティー何とかと言われたんやけど、ここの中でぜひ視察に行きましょうとか、ぜひこういうのを研究していきましょうということをつないでいけばいいのかなということで、これはアウトラインを示しているんで問題ないかと思います。

○委員（板津博之君） 基本的に副委員長に賛成であります。

あえて追加で入れていただく必要はないんですが、例えば今回の予算決算委員会の質疑応答の中でも、免許の自主返納者促進ということが、この後の分科会でも出てくるかもしれませんが、やっぱり高齢者の方の事故等で社会問題化しているという意味合いにおいて、安心・安全なまちづくりに含まれるかどうかはわかりませんが、やっぱり所管する委員会として他市の事例も含めて、高齢者の方が自主返納してもふだんの生活の中で困ることがないように、そういったまちづくりなりシステムをしっかりとこれから調査、研究していくということも大事なんじゃないかなと思いますので、大枠の中でそういったことも当委員会ですべてやっていたらいいんじゃないかなというふうに思います。これは意見です。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。

○委員（山根一男君） 今、板津委員のお話を聞いてふと思いましたけど、この安心・安全のまちづくりというのは、ここで言うのは防犯ということに特化しているということと理解していいんですかね。要するに交通安全も結構大きなウエイトがあるんです。いろんな事故もあつたし、通学路となるとまた別の話になりますけど、このニュアンスから見ると防犯カメラとかいうところからくると防犯ということに特化したまちの見守り、交通安全とかいうのはここでは少なくとも入ってないを見ていいんでしょうか。それも含めてになるのかなですか。

○委員長（大平伸二君） 含めてです。子供の見守りもありますので。

ほかに何か御意見はありますか。

○委員（板津博之君） (4)のスケジュールの部分で、前期、後期と分けていただいているんですが、現状、議会報告会が名称変更も含めて、あとは開催時期、これも暫定的ではあるので、別にこれは前期からの状態の中で話だと思つたので、議会報告会で市民意見聴取という部分を前期、後期両方入っている。春と秋でということかと思つたんですが、そこはちょっとまだ見えないというところで、暫定的な項目として入れてあるということでもいいかなと思つたんですが、今後もちろん広聴の部分になってくると思つたんですが、決まればまたそこで変

えていただくというようなことでいいかなと思いますので。

○委員長（大平伸二君） そのようにしていきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

○委員（山根一男君） いろんな調査手法とか関連団体との懇談会というのがあるわけですが、想定できるところでどんなところがあるか、ある程度目星、皆さんで共有してもいいし、まだそこまで考えてないかどうか。

○委員長（大平伸二君） 私の主観で物を言っているのかどうかという話ではございまして、関係団体ってさまざまな部分が出てくると思いますので、皆さんから御意見をいただいて、こういう団体と懇談会したほうがいいんじゃないかなという形で進めていきたいと思っておりますが、私は例えば事例を挙げさせていただくと、防災士の会なんかもございますので、そういうところと懇談会を開くのもいいと思っていますんで、例えばの例ですが。また皆さんから御提案いただければ結構かなと思っていますんで。

ほかには御意見ございますか。

○委員（天羽良明君） とてもわかりやすく方針、課題、活動内容もスケジュールも明確ですので、これで進めていければいい議論ができるんじゃないかなと思います。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件に関してこのスキームに基づき委員会運営を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、この件に関しては終了いたします。

以上で本日の案件は全て終わりました。

ほかには何かございましたら発言を許します。

○委員（板津博之君） 視察の件はよかったですかね。行くか行かないかとか。

〔発言する者あり〕

そうなんですか、失礼しました。

○委員長（大平伸二君） ほかによろしいですか。

○委員（山根一男君） 提案めいたところもあるんですけども、やはり重点で今回も大河と防災とまちの見守りを出すからには、これをもし1年間やったとして、何かそれを委員会代表質問みたいな形にまで持っていくというような考えはないでしょうかね。委員会代表質問がなかなか今低調といえば低調だと思うんですけども、やっぱりその委員会が一番力を入れてやってきたことに対して皆さんの合意を取りつけながらやるというのは一つの方法だと思うんですけども、それは提案みたいな皆さんにお諮りする話ですけど。

○委員長（大平伸二君） 御提案いただきましたように、これもやっぱり委員会の中で代表質問をやったほうがいいんじゃないかというのは皆さんの協議の中で決定していけばいいかなと思っていますので、代表質問ありきで進むというんじゃなくて、皆さんの中でやったほう

がいいという御意見であれば代表質問に向けて取り組もうという形でいかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ほかに御意見はございませんでしたか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これをもちまして総務企画委員会を閉会としますが、先ほど視察のお話がありましたので、ちょっと視察についての皆さんの御意見をいただきたいと思えます。

どうぞ、御意見のある方。

○委員（山田喜弘君） まず、具体的にどこというイメージ、ちょっと整理がしてないので、いつ行くかというのと、できれば来年3月までに行っておかなあかんのかなというふうに思うので、この10月に早いところは行くんですかね、ほかの委員会。なので、しっかりとテーマを決めて、うちの課題解決に向けての先進地をちょっと探していただいて、行き先も委員から募集するのと、日程の確保もやっていかないかんと思うので、配慮していただければというふうに思えます。

○委員長（大平伸二君） 御意見をいただいてから調整しようと思っていまして、大変申しわけありません。

ということは、先ほども所管の中で11月の初めには当委員会の所管で全国山城サミットがあると。それから、議会報告会等々と物すごくタイトでありまして、今のところ皆さんの御都合というのと、10月となると大変厳しいのかなという思いがありまして、皆さんの御希望を聞きながら日程と場所を調整していこうかなと思っていますので、きょう御意見をいただきたいと思ってこういう形をとりましたが、ぜひ御希望があれば出していただきたいと思えます。

○委員（山根一男君） そういうことであれば、私もセーフティーシティですか、その資格をとったまちが幾つかありますので、どこだったか出せないんですけれども、案といいますか、そこも絡めた形で複数行く形になると思いますんで、出させていたきたいなと思えますけれども、ただ確かにタイトですけれども、もう日程押さえからやられたほうが良いと思うんですね。年内は確かにどの年も厳しいですけれども、そこで何とかすき間を見つけてやったほうが、一応この委員会のある意味結束といいますか、テーマを追求する上で理想だと思えます。どうしても今回全国山城サミットという大きなイベントがあるから難しいという判断であれば仕方ないんですけれども、翌年といってなかなかできずに最後のほうに日帰りちょこっとというケースが間々ありますので、ぜひ委員会として一度はしっかりとした視察を皆さんの調整の上でお願いしたいなと思えます。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

何とか山根委員は年内にという御意見がありましたが、ほかに場所も含めて。

○副委員長（勝野正規君） 今、山根委員から目的を言っていたいたんで、先般、委員長のほうから目的をまず申し出てくれということだったんですけれども、きょうまでに出ていな

いと。今1件出ただけなんで、日程もしかりなんですけれども、まず目的が第一優先だなと思っていて、どこどこをこの委員会としてどうしてもこういうのを視察したいというのを申し出ていただいて、それから日程調整だと思っています。それとあわせて、多分御承知のようにほかの委員会は10月末と11月に視察、1泊2日かちょっとわかりませんが、行かれるというのは聞いております。

ただ、議会報告会、高校生の模擬選挙、可茂地区と中濃10市の議長会、それから何やかんやあって、うちは全国山城サミットが来ると当然かかわっていかねばならないので、私個人としては1月末から2月、ここのあきしかないかなというふうに想定しています。5月の連休明けというのではこの時期は解散されちゃうもので、そこまで行ったら行ってもやっぱり税金使っていくのもったいないんで、そこではなしかなというふうに考えていますので、まずどういうのをどうしてもこの委員会で勉強する必要があるんじゃないのかという、このスキームを出していただいたことに沿ってでもいいですし、そういうのを出していただければありがたいなというふうに委員長としても助かると思うかなと思います。

○委員長（大平伸二君） 副委員長、ありがとうございます。

ほかに日程等々の御希望があればお聞きしますが、もし御意見がなければ正・副委員長で少し検討させていただいて、また皆さんにお諮りしたいと思います、それでよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきますので、また正・副委員長で相談しまして皆さんにお知らせしますので、また御検討願いたいと思います。

○委員（板津博之君） せっかく議会のグループウエアもあることですし、山根委員の提案も含めてグループウエアのほうで意見をいただくということで、いついつまでにとこのような形でいいかなと思うんで、私も含めていい先進地的なところがあれば皆さんで提案するということがいいと思いますが、いかがですか。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

今、板津委員のほうからございましたし、意見をいただきました。また皆さんから募集をかけたいと思いますので、せっかくグループウエアがありますので、また出していただければ。何とか今月末ぐらいまでに出していただければありがたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

以上で委員会を終わります。この後15分程度休憩をとっていただきたいということで、分科会に入りますので、15分程度休憩に入ります。本当にお疲れさまでした。

閉会 午後1時34分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月11日

可児市総務企画委員会委員長